

日本の特恵関税制度を 有効に活用するために

GETTING THE BEST BENEFITS OF JAPAN'S GSP

海外輸出者用マニュアル
EXPORTER'S MANUAL

1988年3月

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

推 薦 の こ と ば

わが国の特恵関税制度は、昭和46年8月1日に導入されて以来およそ15年を経過し、その適用額は、昭和47年度の1,104億円から昭和60年度には1兆3,334億円と約12倍に増加しております。

このことは、特恵受益国の政府機関、輸出者の方々、また、わが国の輸入者、通関業者の方々による制度への御理解がより一層深まった結果であるように思われます。

しかしながら、具体的な事例をみてみると、未だ制度への認識が不足していることによる原産地証明書の不備等から特恵関税の適用が受けられないものも多く見受けられることも事実です。

本書は、こうした事例をもとに日本貿易関係手続簡易化協会がとりまとめたもので、具体的な事例等を通じて特恵関税制度の実務的な取り扱いをわかりやすく解説したものとなっており、誠に時宜を得たものといえます。

本書によって特恵関税制度の内容が十分理解され、制度がより一層利用されることを願ってやみません。

ここに本書を広くおすすめする次第です。

昭和63年3月1日

前 大蔵省関税局輸入課長

剣 持 宣 揚

はじめに

このパンフレットは、日本向輸出業務にたずさわっている特恵受益国の実務者を対象として、日本の特恵関税制度の適用を受ける際に必要な“手続と書類”について1986年4月1日までに改正された内容を収録し、かつ、実務的な注意事項の解説を中心をおいて作成しました。

特恵受益国の生産品は、日本の特恵関税の適用によって関税が軽減され、もしくは無税となるために、日本での輸入価格競争力が増加して輸出者にとっては、契約上、有利な条件になるわけです。

しかしながら、輸出者がこの制度の正確な内容や手続を充分に理解されていないため、日本の輸入者に送付する書類が適正なものでなく、そのため輸入通関の際にトラブルを生じ、ひいては折角の特恵関税制度のメリットを享受できなくなることがしばしばあります。

このことは、輸出者、輸入者双方に経済的、時間的に大きな損失となりますから、このようなトラブルを避けるために必要な書類と手続についての具体的な実務上の知識を与えるのが、このパンフレットです。

日本の特恵関税制度について、輸出者の立場に立ち、しかも実務面に重点を置いた解説書とするよう試みました。従って、本書の構成は特恵関税制度の詳細から説き起こすことを止め、制度そのものについての解説は巻末付録に収めました。

もし特恵受益国の範囲・特恵対象品目・特恵適用限度額等、この制度のアウトラインについて先ず知りたいと考えられる場合には、最初に付録Ⅰを読んでから第1章に戻って下さい。

又、具体的な実務知識を单刀直入に頭に入れる目的ならば第2章から読み始めて、次に第3章、最後に第1章と付録という順序に読めば実戦的でしょう。

このパンフレットが、特恵受益国の輸出者の皆さんの実務上の一助にもなり、また少しでも日本の特恵関税制度を実務的に理解していただくため役立つならば幸いと存じます。

おわりに、このパンフレットを作成するにあたって、大蔵省関税局輸入課のご協力を

賜わったばかりでなく、通商産業省および運輸省からもご支援をいただきました。

なお、本書は、その発刊の趣旨から英文版の発行についても計画中であります。英文版発行の節は併せてご利用いただければ幸いです。

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

目 次

推薦のことば

は じ め に

第1章 特恵関税制度を有効に活用するために

1. 特恵関税制度の活用状況	1
2. 特恵原産地証明書の重要性と問題点	3

第2章 特恵原産地証明書に関する注意事項と記載要領

1. 特恵原産地証明書の取得についての注意事項	5
2. 特恵原産地証明書の正しい記載要領	7
(1) 特恵原産地証明書 (FORM A) の記載要領と参考事例	9
別紙(1)	9
(2) 特恵原産地証明書 (FORM A) の实物見本 …… 別紙(2)	15
(3) 特恵原産地証明書の添付書類 (日本からの輸入原料に関する証明書) と記載要領	17
別紙(3)-1	17
(4) 特恵原産地証明書の添付書類 (累積・加工製造証明書) と記載要領	19
別紙(3)-2	19

第3章 特恵関税の原産地規則

1. 原産地認定の基準	21
2. 運送規則	23
3. 自国関与品	23
4. 累積原産地基準	25
5. 原産地規則の図解	別紙(4)
	26

付 錄

I 特恵関税制度のアウトライン	27
II A表・B表一覧表	33
III 特恵受益国および地域一覧表	71
IV 特恵原産地証明書発給機関一覧表	73
V 別表第1 農水産物等特恵関税率表	83
VI 別表第2 鉱工業產品等特恵関税率 ($\frac{1}{2}$ 軽減税率) 適用品目表	95
VII 別表第3 鉱工業產品等特恵関税適用方式ならびに限度額一覧表	98

第1章 特恵関税制度を有効に活用するために

特恵関税制度は、これを簡単にいえば、発展途上国の経済開発を、貿易を通じて促進する目的で実施されているものであり、輸出者側と輸入者側の双方が、所定の手続をふむことによって、日本での輸入関税が軽減され、もしくは無税となる特別の税率（特恵税率）が適用される制度です。

この制度については、UNCTADにおける討議の結果、国際的経済協力政策の一環として1971年より実施されているもので、その趣旨は、工業化の進んだ先進諸国が開発途上国（又は地域）に対し、一方的・無差別的に「関税の特恵」を与えて、それらの国や地域の輸出所得の増加を図り、工業化を促進・助長して、その経済成長に寄与しようとするものです。

1. 特恵関税制度の活用状況

特恵関税制度実施の結果、特恵受益国（地域を含む。以下同じ。）からの輸入が急激に増加するとともに、いくつかの主要輸入相手国が、非特恵受益国から特恵受益国へと大きくシフトしている事実が認められます。

特恵適用品目等の輸入額増加率の推移を、図および表1で、又国別の特恵輸入実績表は表2で、また、主要農水産品および主要鉱工業產品の特恵輸入額については、表3および表4をご覧下さい。特恵制度実施の効果が顕著にみられ、当該輸出国に年々大きなメリットをもたらしているといえましょう。

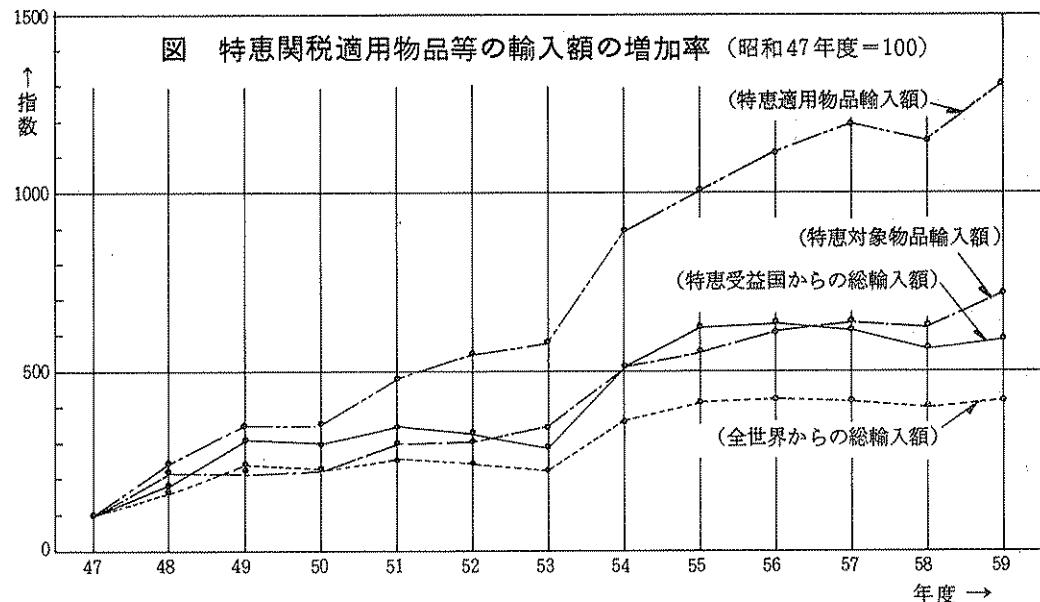


表1 過去5カ年における特恵関税対象物品および適用物品輸入額ならびに
適用率の推移

(単位:百万円)

年 度		55	56	57	58	59	構成比 (%)
全世界からの総輸入額		31,477,107	32,244,575	31,762,189	30,601,439	32,656,681	100.0
特 恵 受 益 国 か ら の 輸 入 額	総 輸 入 額	19,270,332	19,559,887	19,045,521	17,439,718	18,237,868	55.8
	(a)特恵対象物品	1,864,278	2,062,283	2,142,474	2,104,394	2,424,867	7.4
	(b)特恵適用額 (内 L L D C)	1,103,962 (2,074)	1,224,112 (2,125)	1,311,229 (1,215)	1,260,420 (1,539)	1,448,262 (1,517)	4.4
	適用率 (b)/(a)	59.2%	59.4%	61.2%	59.9%	59.7%	
	農水産品	1,363,445	1,408,626	1,596,055	1,658,450	1,744,068	5.3
特 恵 受 益 国 か ら の 輸 入 額	(c)特恵対象物品	213,581	247,662	267,791	278,603	312,076	1.0
	(d)特恵適用額 (内 L L D C)	197,130 (408)	229,756 (753)	255,333 (311)	267,149 (186)	300,634 (257)	0.9
	適用率 (d)/(c)	92.3%	92.8%	95.3%	95.9%	96.3%	
	鉱工業製品	17,906,887	18,151,261	17,449,465	15,781,268	16,493,800	50.5
	(e)特恵対象物品	1,650,697	1,814,621	1,874,682	1,825,791	2,112,791	6.5
特 恵 受 益 国 か ら の 輸 入 額	(f)特恵適用額 (内 L L D C)	906,832 (1,666)	994,356 (1,372)	1,055,896 (904)	993,271 (1,353)	1,147,628 (1,260)	3.5
	適用率 (f)/(e)	54.9%	54.8%	56.3%	54.4%	54.3%	
	(g)限度額	667,500	810,986	865,386	784,926	1,217,038	
	消化率 (f)/(g)	135.7%	122.5%	122.0%	126.5%	94.3%	

表2 昭和59年度国別特恵輸入実績表

(単位:百万円)

昭 和 59 年 度							
	国 名	特恵輸入実績	構成比 (%)		国 名	特恵輸入実績	構成比 (%)
	総 額	1,448,262	100.0	11	香港地域	27,686	1.9
1	大韓民国	298,273	20.6	12	アラブ首長国連邦	22,956	1.6
2	台湾地域	290,321	20.0	13	インドネシア	20,616	1.4
3	中華人民共和国	107,674	7.4	14	ルーマニア	18,131	1.3
4	ブラジル	101,521	7.0	15	バハレーン	16,841	1.2
5	フィリピン	91,529	6.3	16	ヴェネズエラ	15,942	1.1
6	マレイシア	75,361	5.2	17	イ ン ド	15,362	1.1
7	シンガポール	65,908	4.6	18	ペ ル ー	12,815	0.9
8	スペイン	62,809	4.3	19	モロッコ	11,729	0.8
9	タ イ	38,021	2.6	20	イスラエル	11,675	0.8
10	メキシコ	28,379	2.0				

2. 特恵原産地証明書の重要性と問題点

特恵関税の適用を受けるために、絶対的な必要条件は、適正な特恵原産地証明書を取得することです。

前項にて述べたように輸出国は日本の特恵関税制度のメリットを享受しているのですが、おしいことに、この制度の理解が完全でなく、折角のメリットを、まだ享受できないままとなっている面が見受けられます。特恵関税が適用されない場合の理由には、いろいろありますが、その主なものは、特恵原産地証明書が輸入者に送付されなかったり、折角送付されても特恵原産地証明書そのものが不備であることなどがあります。

それでは、特恵原産地証明書についての不備には、どんな事例があるでしょうか。特恵受益国の輸出者から、日本の輸入者へ送付された特恵原産地証明書は、輸入申告の際、日本の税関へ提出されることとなっております。この特恵原産地証明書の記載内容に間違いや不備がなければ、特恵適用の制限がある場合を除き（特恵適用の制限については後述付録参照），特恵関税の適用を受けることができます。ところが、たまたま誤記やインボイス等の添付書類の記載事項と相違する場合があると、特恵関税の適用が受けられません。それらの事例のうち、特恵原産地証明書の記載方法に起因するものが最も多くなっています。

こうした不備にかんがみ、第2章において、特恵原産地証明書に関する一般的注意事項と各欄別の記載要領を、また第3章において、特恵関税の原産地規則について解説しますので、特恵受益国の輸出者は、これらを十分に理解のうえ、適正な原産地証明書を取得するようお願いします。

表3 昭和59年度主要農水産品特恵輸入額

(単位：百万円)

順位	品 名	税 番	税 率		特恵適用輸入額	
			実 行	特 恵	金 額	構成比 (%)
1	バナナ(生鮮のもの)	08.01-1(1)	40% または50%	17.5% または35%	63,860	21.3
2	たこ(生きているものおよび生鮮、 冷蔵または冷凍のもの)	03.03-2(1)	10%	5%	48,565	16.2
3	にしんおよびたらの卵等の調製品	16.04-2	16%	12%	30,224	10.1
4	パーム油	15.07-8	7.3%, 7.4% または8%	3%	27,789	9.2
5	羽 毛	05.07-2	5%	無税	26,691	8.9
6	乾燥野菜(しいたけおよびたまね ぎを除く。)	07.04	15%	7.5% ~10%	11,465	3.8
7	甲殻類または軟体動物の調製品	16.05-2	12%	9%	9,127	3.0
8	動物性または植物性の油脂	15.12	5%	無税	6,577	2.2
9	カカオ脂	18.04	2.5%	無税	6,554	2.2
10	食用の動物性生産品	04.07-1	10%	7.5%	6,280	2.1
	その他				63,245	21.0
	合 計				300,377	100.0

表4 昭和59年度主要鉱工業產品特恵輸入額

(単位：百万円)

順位	品 名	税 番	限 度 額	特恵適用輸入額		消化率 (%)
				金 額	構成比 (%)	
1	有機化学品	29類	125,358	108,323	9.4	86.4
2	熱延コイル	73.08 73.12-2(1) 73.12-2(2) 73.13-2(1)	64,101	78,650	6.9	122.7
3	厚中板	73.09 73.13-2(2) 73.13-2(3)	52,076	64,350	5.6	123.6
4	電気機器およびその部分品	85類	48,306	47,146	4.1	97.6
5	鉱物性燃料	27類	28,201	39,887	3.5	141.4
6	鉄鋼およびその製品	73類	41,853	38,318	3.3	91.6
7	ボイラー、機械類および部分品	84類	80,785	36,261	3.2	44.9
8	集積回路	85.21-2	40,816	35,749	3.1	87.6
9	木製のいすその他の腰掛け、その 他の家具	94.01-3 94.03-3 94.04-1	39,554	30,251	2.6	76.5
10	運動用具等	97類	20,943	24,670	2.2	117.8
	その他			642,763	56.1	
	合 計			1,146,368		

第2章 特恵原産地証明書に関する注意事項と記載要領

特恵関税制度そのものについての概略の知識があっても、この制度利用の中心的な書類である特恵原産地証明書の取得に関する注意事項や正しい記載要領がわからず、特恵関税制度のメリットを享受出来ない事例が多く見られます。

本章では、まず特恵原産地証明書の取得に際しての注意事項にふれ、次に特恵原産地証明書の正しい記載要領を説明します。

特に、別紙(1)は特恵原産地証明書(FORM A)のひな型を中心に、各欄の記載要領と参考事例をQ&Aの形で分り易く解説しましたのでご活用下さい。(以下、本書において単に「特恵原産地証明書」と記した場合には、FORM Aを指します。)

1. 特恵原産地証明書の取得についての注意事項

特恵受益国を原産地とする物品について、特恵税率の適用を受ける場合、その物品が特恵受益国の原産品であることを証明する「特恵原産地証明書」を日本の税関に輸入申告の際提出しなければなりません。輸出者が、正しい特恵原産地証明書をタイムリーに取得して、これを輸入者に送付することが必要です。そのための注意事項を次に列記します。

(1) 用紙について

特恵原産地証明書は様式、紙質、サイズが定められています。

(別紙(2)実物見本参照)

(a) 特恵関税の適用を受けるための特恵原産地証明書は、“GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES, CERTIFICATE OF ORIGIN, FORM A”と標題のついたISO規格(縦297mm、横210mm)のもので国際的に用紙が定められています。この様式以外の一般用の原産地証明書は、たとえ特恵受益国で発給されたものであっても、日本の税關において、特恵関税適用のために使用することは認められませんので必ずこの用紙をご使用下さい。

日本からの輸入原料を使用した生産品の場合には特恵原産地証明書の他に添付書類として“Certificate of Materials Imported from Japan”(原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書)が、また、累積原産地基準の適用を受ける場合には、特恵原産地証明書の他に添付書類

として，“Cumulative Working／Processing Certificate”（累積加工・製造証明書）が必要となります。

(b) さらに、特恵原産地証明書の用紙は、1平方メートルあたりの重量が25グラム以上の上質紙で緑色の彩紋が施されることが定められています。

従って、このような用紙が入手できない場合には、輸出者は予め輸入者に用紙を送付するように要求して下さい。

(2) 用語について

用語は、英語、またはフランス語の使用が義務付けられております。

(3) 発給機関について

特恵原産地証明書は、輸出の際に、当該物品の輸出者の申告に基づき、輸出地の税関が発給します。

なお、輸出地の税関以外の場合は、日本政府において認められた公的機関もしくは商業会議所等です。税関以外の発給機関については付録Ⅳ「特恵原産地証明書発給機関一覧表」をご参照下さい。

(4) 発給機関の押印署名について

発給証明機関の押印署名を受けるにあたっては、必要に応じて、それが日本側に通報済かどうかを税関に確かめるようおすすめします。

(5) 発行部数について

特恵原産地証明書は、通常2部、または3部同時に発給されますが、日本の税関は、輸入申告の際にOriginalの証明書の提出を要求しておりますので、Copyではなく、必ずOriginalを輸入者宛送付するようご手配下さい。

なお、紛失等により再発行された特恵原産地証明書の場合には、当該証明書に“DUPLICATE”，もしくは“DUPLICATA”等、発給機関により再発行されたものであることが明らかに表示されていることが必要です。

(6) 有効期間について

特恵原産地証明書が発給された日から4カ月を原則としますが、第3国を経由する物品（運送上の理由による積替え、一時蔵置または博覧会等への出品がされた物品）については10カ月を限度とします。

ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合、日本の税關

の承認を受けたときはこの限りではありません。

(7) 内容訂正について

特恵原産地証明書の記載事項が訂正されたときには、発給機関の訂正印、またはその証明書第11欄のサインと同一のサインがその訂正箇所に押捺され、当該訂正が正当に行われたことが明らかにされていることが必要です。

(8) 各欄の日付とB/Lの日付との関係について

特恵原産地証明書の中にある第10, 11, 12欄の各日付とB/Lの日付との関係は早い順に第10, 12, 11欄次いでB/Lとなるのが一般的です。

(9) 送付方法について

特恵原産地証明書が銀行経由で他の船積書類とともに送付される場合は、往々にして輸入者が特恵原産地証明書を入手する時期が遅くなるケースがあります。入手が遅れると、後述する特恵輸入枠がなくなったために特恵関税の適用が受けられないということが発生する場合があります。

また、送付された特恵原産地証明書の記載に誤記、または不備があった場合には、訂正、または不備を補完するための時間が必要となりますので、航空便等による早期送付にご協力下さい。

なお、この点に関して、輸入者側としても、早期入手のために特恵原産地証明書は、L/C、またはB/C上の銀行買取用必要船積書類として指示するのではなく直送するよう指示することがあると思われます。この場合には、上記のような理由を充分ご理解の上、他の銀行買取用書類と切り離して入手後直ちに Registered Air Mail にて直接輸入者宛にご送付下さい。

2. 特恵原産地証明書の正しい記載要領

(1) 特恵原産地証明書(FORM A)の記載要領と参考事例別紙(1)

特恵原産地証明書のうち第1欄から第12欄の各欄についての記載方法を説明すると共にトラブルが最も多いと指摘された記載方法について、具体的にその参考事例をQ&Aの形で解説します。

(2) 特恵原産地証明書（FORM A）の実物見本 別紙(2)

現在使用されている特恵原産地証明書は、前述のとおり緑色の彩紋を施したものであることが必要です。参考のため、実物見本を添付します。

(3) 特恵原産地証明書の添付書類（日本からの輸入原料に関する証明書）の記載要領（様式第2） 別紙(3)-1

自国関与分の特例扱いの適用を受ける場合には添付書類“ Certificate of Materials Imported from Japan ”が必要です。この書類がなければ、自国関与分の特例扱いは適用されません。

(4) 特恵原産地証明書の添付書類（累積加工製造証明書）の記載要領（様式第3） 別紙(3)-2

累積原産地制度の適用を受ける場合には添付書類“ Cumulative Working / Processing Certificate ”が必要です。

別紙(1)

特恵原産地証明書（FORM A）の記載要領と参考事例

様式第1

1. 輸出者(氏名、住所および国名) (1)		番号 一般特恵制度 原産地証明書 (申告および証明兼用) 様式A 発給国				
2. 輸入者(氏名、住所および国名) (2)						
3. 輸送の手段および経路(判明している限り記入すること。) (3)		4. 公用欄 (4)				
5. 項目番号 (5)	6. 包装の記号および番号 (6)	7. 包装の個数および種類ならびに品名 (7)	8. 原産地基準 (8)	9. 総重量またはその他の数量 (9)	10. 仕入書の番号および日付 (10)	
11. 証明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。 (11)			12. 輸出者の申告 下記の者は、上記の記載内容が正確であり、すべての物品が (国名) において生産され、かつ、当該物品が下記輸入国における一般特恵制度の原産地基準に合致するものであることを申告する。 (輸入国) (12) 作成地、作成年月日および署名権限ある者の署名			
作成地、作成年月日、署名および証明機関印						

備考 1. 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙(大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル(ISO規格)のものに限る。)で証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したものとする。

2. 用語は、英語またはフランス語を使用することができる。

記載要領および参考事例（Q & A）

標題の欄 No. 発給国

発給国（地域）、または発給機関の発給Noと発給国（地域）の名称を記載します。

第1欄 輸出者

輸出者を記載します。（仲介貿易等の例外を除き INVOICE に記載の輸出者と一致します。ただし、仲介貿易等の場合にはQ & A事例参照）

【事例】

日本のA社は、P国のB社との間でQ国産の銑鉄（銑鉄はQ国のC社から日本に直接運送される）の売買契約を結び、C社が申請し発給を受けた特恵原産地証明書を取得したところ、第1欄はC社になっており INVOICE 上の輸出者であるB社と異なっています。この場合、特恵関税の適用を受けることができますか。

【答】

このままでは有効な特恵原産地証明書とはいえません。しかしながら、第1欄に記載されている輸出者と INVOICE 上の輸出者の関係が証明されれば有効なものと見なされます。本件の場合は、B社とC社との間の当該銑鉄に係る INVOICE 売買契約書等の写しを添付すればよいでしょう。このように、仲介貿易契約のため特恵原産地証明書に記載される輸出者と INVOICE 上の輸出者が異なるときは、予め両者関係を証明する INVOICE、売買契約書等の写しを輸入者へ送付すればスムーズに特恵関税の適用を受けられるでしょう。

第2欄 輸入者

輸入者を記載します。（仲介貿易等の例外を除き INVOICE に記載の輸入者と一致します）

第3欄 輸送の手段および経路

証明に係る物品の原産国から日本までの輸送手段および経路について、詳しく記載します。

【事例】

日本のA社はP国から松製材を輸入するが、品質等が不明のためQ国で品質検査を行い合格したものを作成するにしました。この場合、特恵関税は適用されますか。

【答】

非原産国を経由して日本へ輸出する場合は、当該国で積替え、または一時蔵置以外の取り扱いをすることは認められておらず、また積替もしくは一時蔵置の取り扱いがなされる場合も、あくまで運送上の理由によることとなっているので、特恵関税の適用はできません。

第4欄 公用欄

1. 自国関与分の特例扱いの適用を受ける場合には、添付書類の番号を記載する。
2. 累積原産地基準の適用を受ける場合には、添付書類（累積加工・製造証明書）の番号および「C-A S E A N」を記載する。
3. 発給機関において特記する事項がある場合、例えば、紛失等の理由による再発行のときは“DUPLICATE”と表示し、遡及発行であるときは“ISSUED RETROACTIVELY”と表示します。

第5欄 項目番号

品目ごとに項目番号を記載します。

第6欄 包装の記号および番号

証明に係る物品の包装の記号および番号を記載します。記号のないものはN/Mと記載します。

第7欄 包装の個数および種類ならびに品名

証明に係る物品の包装の個数および種類、ならびに品名を記載します。

第8欄 原産地基準

原産地基準は、次に掲げる要領で証明に係る物品の原産地基準符号および品目番号を記載します。

(1) 輸出国における完全生産品である場合。

(例) “P”(品目番号記載は不要)

(2) 輸出国の完全生産品でない加工品である場合。

(例) 品目番号“98.02”的物品であれば“W”98.0 2と記載します。

【事例】

日本のA社は、品目番号59.05の漁網を輸入するため、輸出者から特恵原産

地証明書の送付を受けたが、第8欄の記載が“W”4202となっていました。この場合特恵関税は適用されますか。（品目番号は59.05になります）

【答】

品目番号59.05および42.02はA表に掲げられていますが、各々の品目番号に対応する同表第3欄または第4欄の条件が異なるので、輸出国の発給機関において品目番号59.05に対応する同表第4欄の条件を充足するかどうかの審査が行われていないとみざるを得ず特恵関税の適用は困難です。

このように、日本へ輸出する物品の品目番号と原産地証明書の品目番号が異なるため、特恵関税の適用ができない場合があるので、輸出者はなるべく早く輸入者へ特恵原産地証明書を発送することにより、訂正など事後処理ができるような余裕期間が必要です。

【事例】

日本のA社は、P国から象の置物（象牙製の本体に金の薄板を貼り種々の宝石をちりばめたもの）を輸入するため特恵原産地証明書を取得したところ、第8欄の記載が“W”71.15となっています。品目番号は71.13になりますが、特恵関税は適用されますか。

【答】

品目番号71.13はA表、B表いずれにも掲げられていません。従ってこのままでは特恵関税の適用は困難ですが、実質的な号の変更基準に対応する加工、または製造が行われたことを証する書類を申告税関に提出することにより、特恵関税が適用されることもあります。

第9欄 総重量、またはその他の数量

証明に係る物品の総重量、またはその他の数量（長さ、容積等）を記載します。

【事例】

P国から“Ethyl Acrylate”を輸入するに際して、特恵原産地証明書の記載事項中、総重量欄が空白でした。Q国の仲介者を通じて訂正方を申し入れたが、原産国税関は訂正に応じません。ドラム数、マークは明らかであるので、これによって同一性の確認を行っていただけませんか。

【答】

特恵原産地証明書に、総重量その他の数量の記載を求めているのは、これによって量的な同一性を確認するためのものです。

個数およびマークだけでは観念的に同一性の確認ができるだけで、量的な同一性の確認が困難です。修正によって総重量その他の数量が追記されていない限り、

特恵原産地証明書としては完全でないので、そのままで申告しても特恵の適用は受けられません。あらかじめ修正手続をとったうえで申告して下さい。

なお、修正を条件としてあらかじめ申告を受理することは、それによって特恵シーリング枠を先取りすることとなり、先着優先の原則がくずれるので特恵関税の適用はできません。

第10欄 仕入書の番号および日付

INVOICE の番号および日付を記載します。

【事例】

日本のA社は、P国のB社とQ国産の宝石を買いとる契約を結びました。Q国の当該貨物の荷送人であるC社が発給を受けた特恵原産地証明書を輸入者が入手したところ、第10欄のINVOICE番号およびその日付が、B社振出しのINVOICE番号および日付と異なっています。この特恵原産地証明書を提出することによって特恵関税の適用を受けることが出来ますか。

【答】

このままでは有効な特恵原産地証明書とはいえません。当該特恵原産地証明書第10欄の番号および日付はC社がB社宛に当該貨物を輸出した際のINVOICE番号および日付であると思われますので、C社からA社まで当該貨物が売買されたという契約の連続性を立証する意味からも、当該INVOICEの写しを添付する必要があります。このように仲介貿易契約の場合には、仲介者振出しのINVOICEだけでなく、原産国の当該貨物の荷送人が振出したINVOICEの写しを申告税関が要求することがありますので、予め特恵原産地証明書と一緒に当該INVOICEの写しを送付することが望されます。

第11欄 証明

発給機関の印影、署名権者のサイン、発給年月日および発給地が記載されていることを要します。発給機関は原産地の税関または日本が承認したその他の官公署もしくは商業会議所です。税関以外の発給機関にあっては、予め日本に発給機関国名および印影、署名権者の署名（サイン）を登録する必要があります。

なお、印影、サイン、発給年月日等は鮮明であることが必要です。また、発給年月日は原産地証明書が有効期間内（通常4ヶ月、非原産国の博覧会等に出品された場合は10ヶ月）のものであるかどうかの判定に供されます。

【事例】

日本のA社は、P国から貝殻製品を輸入するに先立ち契約書で特恵原産地証明書を要求していましたが、実際には、一般用の原産地証明書が送付されてきました。そこで、再度特恵原産地証明書を送付するよう要請したところ、当該貨物の船積の3週間後に発給された特恵原産地証明書が送られてきました。この場合、特恵関税は適用されますか。

【答】

発給日が輸出の10日以降になっている特恵原産地証明書は、事後発給になったことについてやむを得ぬ特別の事情があると認められれば有効とみなされます。本件の場合は、輸入者は契約の段階で特恵原産地証明書を要求しているので、輸入者側に過失はなく、また輸出者についても輸出の際に間違って一般用の原産地証明書を取得したという過失はあるものの重大な過失には当らないと思われますので、当該契約書の写し、一般用の原産地証明書の写し、特恵原産地証明書取得に至るまでの輸出者との通信文の写し等を提出すれば特恵関税の適用を受けられるでしょう。このように事後発給の特恵原産地証明書は、やむを得ない場合にしか認められないで、輸入者は契約時等に前もって特恵原産地証明書を要求しておく必要があるのはもちろん輸出者も輸出の際に遅滞なく発給を受けるようにしなければなりません。

第12欄 輸出者の申告

生産国（地域）名、輸入国名、作成地、作成年月日および署名権者名を記載し、署名権者が署名します。

備考

特恵原産地証明書の記載事項が訂正されたときには、発給機関の訂正印、またはその証明書第11欄のサインと同一のサインがその訂正箇所に押捺され、当該訂正が正当に行われたことが明らかにされていることが必要です。

別紙(2)

Certificate of Origin

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)		Reference No. GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM A			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)		Issued in (country) See Notes overleaf			
3. Means of transport and route (as far as known)		4. For official use			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages; description of goods	8. Origin criterion (see Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoices
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.		12. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to (importing country)			
Place and date, signature and stamp of certifying authority			Place and date, signature of authorised signatory		

N O T E S (1982)

I. Countries which accept Form A for the purposes of the generalized system of preferences (GSP):

Australia*	Norway	European Economic Community:	Ireland
Austria	Sweden	Belgium	Italy
Canada	Switzerland	Denmark	Luxembourg
Finland	United States of America	France	Netherlands
Japan		Federal Republic of Germany	United Kingdom
New Zealand		Greece	

People's Republic of Bulgaria
 Czechoslovak Socialist Republic
 Hungarian People's Republic
 Polish People's Republic
 Union of Soviet Socialist Republics

Full details of the conditions covering admission to the GSP in these countries are obtainable from the designated authorities in the exporting preference-receiving countries or from the customs authorities of the preference-giving countries listed above. An information note is also obtainable from the UNCTAD secretariat.

II. General conditions

To qualify for preference, products must:

- (a) fall within a description of products eligible for preference in the country of destination. The description entered on the form must be sufficiently detailed to enable the products to be identified by the customs officer examining them;
- (b) comply with the rules of origin of the country of destination. Each article in a consignment must qualify separately in its own right; and
- (c) comply with the consignment conditions specified by the country of destination. In general, products must be consigned direct from the country of exportation to the country of destination but most preference-giving countries accept passage through intermediate countries subject to certain conditions. (For Australia, direct consignment is not necessary.)

III. Entries to be made in Box 8

Preference products must either be wholly obtained in accordance with the rules of the country of destination or sufficiently worked or processed to fulfil the requirements of the country's origin rules.

- (a) Products wholly obtained: for export to all countries listed in Section I, enter the letter "P" in Box 8 (for Australia and New Zealand Box 8 may be left blank)
- (b) Products sufficiently worked or processed: for export to the countries specified below, the entry in Box 8 should be as follows:
 - (1) United States of America: for single country shipments, enter the letter "Y" in Box 8, for shipments from recognized associations of countries, enter the letter "Z", followed by the sum of the cost or value of the domestic materials and the direct cost of processing expressed as a percentage of the ex-factory price of the exported products; (example "Y" 35% or "Z" 35%).
 - (2) Canada: for products which meet origin criteria from working or processing in more than one eligible least developed country, enter letter "G" in Box 8; otherwise "F".
 - (3) Austria, Finland, Japan, Norway, Sweden, Switzerland and the European Economic Community: enter the latter "W" in Box 8 followed by the Customs Co-operation Council Nomenclature tariff heading of the exported product (example "W" 98.02).
 - (4) Bulgaria, Czechoslovakia, Hungary, Poland and the USSR: for products which include value added in the exporting preference-receiving country, enter the letter "Y" in Box 8 followed by the value of imported materials and components expressed as a percentage of the f.o.b. price of the exported products (example "Y" 45%); for products obtained in a preference-receiving country and worked or processed in one or more other such countries, enter "Pk".
 - (5) Australia and New Zealand: completion of Box 8 is not required. It is sufficient that a declaration be properly made in Box 12.

* For Australia, the main requirement is the exporter's declaration on the normal commercial invoice. Form A, accompanied by the normal commercial invoice, is an acceptable alternative, but official certification is not required.

別紙(3)-1

特恵原産地証明書の添付書類（日本
からの輸入原料に関する証明書）

様式第2

原産地証明書の添付書類		番号 (1)	
原産地証明書に記載された物品の生産に使用された 日本からの輸入原料に関する証明書（原産地証明書番号 (2)			
発給国 (3)			
(4) 輸出物品		(5) 日本から輸入された原料	
品名	数量	品名	数量
証明 (6) 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。		輸出者の申告 (7) 下記の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。	
作成地、作成年月日、署名および証明機関印		作成地、作成年月日および署名権限のある者の署名	

- 備考 1. 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル横210ミリメートル（ISO規格）のものに限る。）とする。
 2. 用語は、英語またはフランス語を使用することができる。

記載要領等

(1) 番号

発給国(地域)、または発給機関の発給Noの記載を確認します。

(2) 原产地証明書番号

原产地証明書(FORM A)の発給Noの記載を確認します。

(3) 発給国

発給国(地域)の名称を記載します。

(4) 輸出物品

日本から輸入した物品を原料(原料の一部であるものを含む。)として使用した輸出物品の品名と数量を記載します。この記載内容は原产地証明書(FORM A)に一致します。

(5) 日本から輸入された原料

輸出する物品の原材料として日本から輸入された物品の品名および数量を記載します。この欄の品名、数量は、日本が特恵受益国から輸入する物品の原産地を決定するために必要となります。

(6) 証明

原产地証明書の添付書類の発給機関の印影、署名権者のサイン、発給年月日および発給地の記載を確認します。

発給機関は原産国の税関、または日本が承認した公的機関もしくは商業会議所であり、税關以外の発給の場合は、発給機関名および印影が、予め日本に登録されていない限り当該証明書は無効であります。

なお、印影、サインは鮮明であることが必要であります。発給年月日は、この書類が有効期間(通常4カ月、非原産国の博覧会等に出品された場合は10カ月)内のものであるかどうかの判定に供されます。

(7) 輸出者の申告

原产地証明書の添付書類の作成地、作成年月日および署名権者名を記載し、署名権者が署名します。

(8) その他

特恵原産地証明書の記載事項が訂正されたときには、発給機関の訂正印、またはその証明書第11欄のサインと同一のサインがその訂正箇所に押捺され、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていることが必要です。

別紙(3)－2

特恵原産地証明書の添付書類
(累積加工製造証明書)

様式第3

番号 (1)

累積加工・製造証明書(原産地証明番号 (2))

発給国 (3)

(4) 原 材 料				(5) 製 品			
生産国	品 名	数 量	価 額	生産国	品 名	数 量	価 額
証 明 (6)				輸出者の申告 (7)			
監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。				下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。			
..... 作成地、作成年月日、署名および証明機関印			 作成地、作成年月日および署名権限のある者の署名			
備考 1. 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙(大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル(日本工業規格A列4番)のものに限る。)とする。 2. 用語は、英語またはフランス語を使用することができる。							

記載要領等

(1) 番号

発給国(地域)、または発給機関の発給Noの記載を確認します。

(2) 原産地証明書番号

原産地証明書(FORM A)の発給Noの記載を確認します。

(3) 発給国

発給国の名称を記載します。

(4) 原材料

製品の製造に使用した原材料(原材料の一部であるものを含む。)のうち、他の構成国から1の構成国へ輸出された物品(1.他の構成国の完全生産品。ロ.本邦から他の構成国へ輸出された物品。ハ.上記イまたはロに該当する物品のみを原材料として生産された物品)もしくは本邦から1の構成国へ輸出された物品または1の構成国で完全に生産された物品に該当する物品の生産国、品名、数量および価額を記載します。

(5) 製品

輸出する物品の生産国、品名、数量、価格を記載します。

(6) 証明

原産地証明書の添付書類の発給機関の印影、署名権者のサイン、発給年月日および発給地の記載を確認します。

発給機関は原産国の税関、または日本が承認した公的機関もしくは商業会議所であり、税關以外の発給の場合は、発給機関名および印影が、予め日本に登録されていない限り当該証明書は無効あります。

なお、印影、サインは鮮明であることが必要あります。発給年月日は、この書類が有効期間(通常4カ月、非原産国の博覧会等に出品された場合は10カ月)内のものであるかどうかの判定に供されます。

(7) 輸出者の申告

原産地証明書の添付書類の作成地、作成年月日および署名権者を記載し、署名権者が署名します。

(8) その他

特恵原産地証明書の記載事項が訂正されたときには、発給機関の訂正印、またはその証明書第11欄のサインと同一のサインがその訂正箇所に押捺され、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていることが必要です。

第3章 特恵関税の原産地規則

特恵関税は、特恵受益国を原産地とする物品に対してのみ適用することとしているため、いかなる条件に合致すれば、原産地の認定を得られるかを明確にする必要があり、そのため数次の国際会議がもたれ、具体的には1970年12月に行われたUNCTADの第3回目の専門家会議において、一つのテキストが作成され、会議に参加した各国は、このテキストにできるだけの考慮を払って、それぞれ所要の国内手続をとることになりました。

日本の特恵関税の原産地規則は、国際的に合意されたガイドラインにそっているもので次の三つの基本的な考え方から構成されています。

- (1) 輸入国の認定基準に照らして、受益国の原産品であること。
- (2) 上記(1)の内容を証明するため、輸入に際し当該受益国の税関等が発給した「特恵原産地証明書」を輸入国税関に提出すること。
- (3) 貨物は、原産国である輸出受益国から日本に直接運送されること。

1. 原産地認定の基準 (Origin Criteria)

(1) 完全生産品に関する基準

受益国において完全に生産された物品は、次の物品が該当します。

- (a) 一つの国、または地域（以下「一つの国」という。）において採掘された鉱物性生産品
- (b) 一つの国において収穫された植物性生産品
- (c) 一つの国において生まれ、かつ、成育した生きている動物
- (d) 一つの国において生きている動物から得られた物品
- (e) 一つの国において狩猟、または漁ろうにより得られた物品
- (f) 一つの国の船舶により公海で採捕された水産物
- (g) 一つの国の船舶において、上記(f)の水産物のみを原料、または材料として生産された物品
- (h) 一つの国において収集された使用済みの物品で、原料、または材料の回収用のみに適するもの
- (i) 一つの国において行われた製造の際に生じたくず

- (j) 一つの国において上記(a)から(i)までに掲げる物品のみを原料として生産された物品
- (k) 一つの国において、日本から輸出された物品(17頁に掲げる表5の物品を除く)、またはこれと前号に掲げる物品のみを原料、または材料として生産された物品
この場合の特恵原産地証明書の第8欄には“P”と記載します。(例：“P”)

(2) 実質的変更の原則に関する基準

受益国において、上記(1)の完全生産品以外のいわゆる非原産品を原料、または材料の全部、または一部として使用した製品であっても実質的変更を加える加工、または製造である場合には受益国の原産品となります。(非原産品が日本からの輸出品である場合には完全生産品とみなす)

なお、ここでいう「実質的な変更を加える加工、または製造」とは、日本への輸出物品のCCCN4桁の番号が製造等に使用された原材料のCCCN4桁の番号とそれ異なる(号の変更を伴う)加工、または製造をいいます。

この場合、特恵原産地証明書の第8欄は“W”と輸出物品のCCCN4桁の番号を記載します。(例：“W”98.20)

(3) 実質的変更基準の例外規定

前記(2)の基準は、必ずしもすべての品目に対して適切な措置とはいえません。なぜならば、号の変更基準を満たしたからといっても簡単な加工もあります。このようしたことから、一般的原則にさらに限定条件を加えた加工が要求されており、この限定条件を定めたものがA表です。

(a) A表に掲げられた物品

第1欄のCCCN4桁の番号(または類別)のうち、第2欄に掲げられた物品が生産された場合には、第3欄の「原産品としての資格を与えない加工、または製造」以外の加工、または製造によるもの、もしくは第4欄の「原産品としての資格を与えるため必要とされる加工、または製造」に合致する加工、または製造による物品でなければ当然受益国の原産品とみなされません。合致する場合には特恵原产地証明書の第8欄は、“W”と輸出物品のCCCN4桁の番号を記載します。(例：“W”74.07)

(b) B表に掲げられた物品

上記(a)において述べた例外規定とは逆に当該加工、製造によっては号の変更は生じないが、実質的には変更がなされたと認められる加工、製造があります。これらの加工、製造を定めたものがB表です。

第1欄のCCCN 4桁の番号（または部別、類別）のうち、第2欄に掲げられた物品が生産された場合には、第3欄の「原産品としての資格を与える加工、または製造」であれば号の変更を伴う加工、または製造である必要はありません。

この場合には、特恵原産地証明書の第8欄は、“W”と輸出物品のCCCN 4桁の番号を記載します。（例：“W” 73.15）

2. 運送規則 (Rules for Transportation)

(1) 特恵受益国原産品が日本に輸送される場合、当該特恵受益国以外の国（以下「第3国」という。）を経由せず日本に向けて直接に輸送されなければなりません。

(2) しかし、下記の場合は、受益国から日本へ直接運送された物品とみなされます。

(a) 運送上の理由により第3国の領域において積替え、または一時蔵置のみが行われた場合。

(b) 博覧会、展示会その他これらに類するものへの出品のために輸出された物品で、その出品後日本へ輸出される物品。

ただし、上記(a),(b)の場合は、総額20万円以下の物品を除き、通し船荷証券、または積替え、一時蔵置、博覧会が行われた国の税関、その他の権限を有する官公署が発給した証明書等の提出が必要となります。

3. 自国関与品（日本からの輸入原料を使用して生産した物品）

(Use of Materials Imported from Japan)

日本からの輸入原料を使用して生産した物品については、前述1-(2)でもふれましたが日本からの輸入品、またはこれと自国の完全生産品を原料、または材料として生産された物品は受益国において完全に生産された物品とみなされます。

ただし日本からの輸入原料を使用して生産した物品のうち次表に掲げた9品目区分（自国関与例外品目）については、完全生産品とはみなされませんので注意が必要です。

表 5 自国関与品の場合、完全生産品とみなされない 9 品目区分

〔 CCCN NO 〕	〔 品目の例 〕
(1) 41. 02 - 2, 41. 03 - 2, 41. 04 - 2, 41. 05 - 2, 41. 08	革（シャモア仕上げをした革を除く。）イミテーションパテントレザー
(2) 42. 02	ハンドバッグ、トランク、かばん等（革、人造皮革、プラスチック、織物類で製造したもの）
(3) 43. 02, 43. 03	毛皮、毛皮製品
(4) 46 類物品のうち、人造 プラスチック製のもの	人造プラスチック製の組物製品（シート状のもの）ならびに細工物および技条細工物
(5) 関税率表（CCCN） 第 11 部	紡織用繊維およびその製品（その他の綿織物（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府または政府代行機関により証明されているものに限る。）を除く。）
(6) 64. 02	はき物
(7) 65. 01, 65. 03, 65. 05	帽体（フェルト製のもの）、フェルト製の帽子、帽子（ヘアネット、編み帽子、織物類で作った帽子）
(8) 70. 20	ガラス繊維、ガラス繊維の糸および織物ならびにこれらの製品
(9) 97. 01 ~ 97. 03	幼児用の自転車、三輪車、うば車等、人形、娯楽用の模型および玩具

4. 累積原産地基準

アセアン諸国（東南アジア諸国連合（A S E A N）加盟国であるブルネイ、インドネシア、マレイシア、フィリピン、シンガポールおよびタイ）の一の国において生産された物品のうち、次に掲げるものは、その国の原産品として取り扱われます。

(1) 次に掲げる物品のみを使用して生産された物品

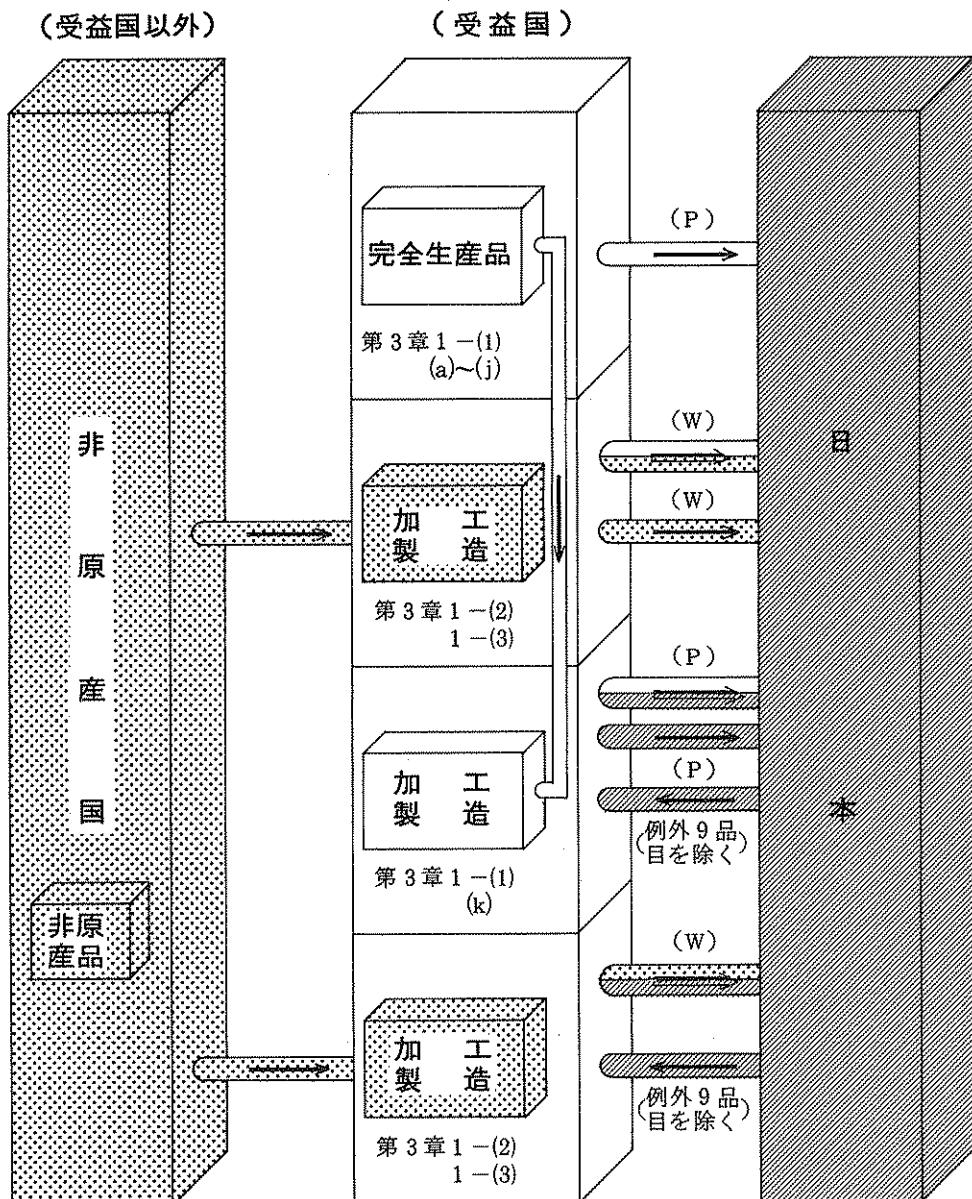
- ① 他のアセアン国から一のアセアン国に輸出された物品（当該他のアセアン国の完全生産品、わが国から当該他のアセアン国に輸出された物品、およびこれらの物品のみから生産された物品に限られます。）
- ② わが国から一のアセアン国に輸出された物品
- ③ 一のアセアン国 の完全生産品

(2) 上記(1)の①または②の物品とアセアン諸国以外の国（わが国を除く。）で生産された物品（域外生産品）を原材料の一部として生産された物品のうち、①または②の物品を当該一のアセアン国 の完全生産品とみなした場合に、域外生産品につき実質的な変更を加える加工または製造により生産されたことになる物品（一の特恵受益国または地域において、他の国の原産品をその原材料の全部または一部として、これに実質的な変更（C C C N 4行の分類の変更等）を加える加工または製造により生産された物品）

なお、この基準の適用に当たり、わが国から輸出された物品を使用して生産された物品が、繊維製品等上記3.の自国関与例外品目に該当するものである場合には、わが国から輸出された物品であっても、域外生産品として取り扱われることになります。

別紙(4)

5. 原産地規則の図解



(注) この図解は、原産地認定基準と自国関与品について14頁から17頁までに記載した事項を説明したものです。

付録

(注:この付録の内容は、1986年4月現在のものです。)

付録 I 特恵関税制度のアウトライン

1. 特恵関税制度の制定の経緯

この制度は、UNCTAD (United Nations Conference on Trade and Development) において討議の結果、国際的経済協力政策の一つとして、日本と開発途上国との間の貿易を拡大することを目的として、1971年8月1日に実施されました。

2. 特恵受益国・地域の範囲

日本が特恵を供与している国および地域は、次のとおりです。

特恵受益国

受 益 国 128国 (うち後発開発途上国34国)

地 域 25地域

詳細については、付録III 特恵受益国および地域一覧表をご参照下さい。

3. 特恵対象物品

(1) 農水産品 (CCCN 第1類～第24類)

77品目(付録V 別表第1参照)についてのみ特恵関税が供与されます。

(2) 鉱工業產品 (CCCN 第25類～第99類)

石油等特恵例外20品目を除く全品目(付録VII 別表第3参照)

特恵例外20品目 (CCCN 4桁分類) は下表のとおりです。

表6 特恵例外CCCN 20品目

関税定率法別表の番号	品名
(1) 27. 09	石油および歴青油(原油に限る。)
(2) 27. 10	石油および歴青油(原油を除く。)ならびに石油または歴青油の調製品(調製品にあっては、石油または歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油または歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。) 1 石油および歴青油(石油および歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%に満たないものを含む。)
(3) 27. 11	石油ガスその他のガス状炭化水素
(4) 35. 03	ゼラチン(正方形または長方形のものを含むものとし、着色してあるか、または表面加工をしてあるかどうかを問わない。), ゼラチン誘導体ならびににかわ、魚

関税定率法 別表の番号	品 名
	膠およびアイシングラス
(5) 42. 03	1 ゼラチンおよびにかわ 衣類およびその附属品（革製またはコンポジションレザー製のものに限る。）
(6) 43. 02	毛皮（板状、十字形その他これらに類する形状のものおよび頭部、脚部、尾部 その他の毛皮の部分で組み合わせてないものを含む。）のうち 羊、やぎまたはうさぎの毛皮
(7) 43. 03	毛皮製品のうち 羊、やぎまたはうさぎの毛皮製品
(8) 44. 15	合板、ブロックボード、ラミンボード、バッテンボードその他これらに類する 積層木材（ペニヤドパネルおよびペニヤドシートを含む。）および象眼したまは 寄せ木した木材のうち 合板
(9) 50. 02	生糸（よってないものに限る。） 2 その他のもの
(10) 50. 04	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸および小売用の糸を除く。）
(11) 50. 05	絹紡糸および絹紡紬糸（小売用の糸を除く。） 1 絹紡糸
(12) 50. 09	絹織物 1 絹織物（絹ノイル織物を除く。）
(13) 51. 04	人造繊維の織物（長繊維の糸で織ったものに限るものとし、第 51. 01 号または 第 51.02 号の単繊維またはストリップの織物を含む。） 1 合成繊維またはアセテート繊維（これらのものの材料で製造したストリ ップを含む。）の重量が全重量の 50 % を超えるものおよび経緯糸のうちい ずれか一方がこれらの繊維のもの (1) 絹の重量が全重量の 10 % を超えるもの 2 その他のもの (1) 絹の重量が全重量の 10 % を超えるもの
(14) 53. 11	毛織物（羊毛製または織獣毛製のものに限る。） 1 絹の重量が全重量の 10 % を超えるもの
(15) 55. 05	綿糸（小売用の糸を除く。） 2 その他のもの (2) その他のもの
(16) 55. 09	他の綿織物 1 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻またはラミーのもののうち

関税定率法別表の番号	品名
	ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府または政府代行機関により証明されているものに限る。以下の号において同じ。）以外のもの
(17) 56. 07	<p>2 経緯系のうちいずれか一方が合成繊維またはアセテート繊維のもののうちろうけつ染めしたもの以外のもの</p> <p>3 合成繊維またはアセテート繊維の重量が全重量の 10 %を超えるもの（2に掲げるものを除く。）のうち ろうけつ染めしたもの以外のもの</p> <p>4 その他のもののうち ろうけつ染めしたもの以外のもの</p> <p>人造繊維の織物（紡績糸で織ったものに限る。）</p> <p>1 合成繊維またはアセテート繊維の重量が全重量の 50 %を超えるものおよび経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</p> <p>(1) 紬の重量が全重量の 10 %を超えるもの</p> <p>2 その他のもの</p> <p>(1) 紬の重量が全重量の 10 %を超えるもの</p>
(18) 58. 04	パイル織物およびシェニール織物（第 55.08 号に該当するテリータオル地その他のテリー織りの綿織物および第 58.05 号に該当する織物類を除く。）
(19) 64. 01	はき物（本底および甲をゴムまたは人造プラスチックで作ったものに限る。）
(20) 64. 05	はき物の部分品（甲、中敷きおよびねじ止め式かかとを含むものとし、金属製のものを除く。）

4. 特 恵 税 率

(1) 農 水 產 品

各品目ごとに税率は異なっているが、特恵が適用されない場合に課される実行税率の 10 ~ 100 % の引き下げとなっています。

(2) 鉱 工 業 產 品

原則として無税ですが、特定の 36 品目については、実行税率の $\frac{1}{2}$ の税率です。（付録 VI 別表第 2 参照）

5. 特恵適用の限度

(1) 農水産品

対象とされる農水産品に対しては、原則として無制限に特恵関税が供与されます。ただし、日本の産業に損害を与え、または与えるおそれがあり当該産業を保護するため、緊急に必要があるときは、特恵関税の適用を停止することができるとされています。

(2) 鉱工業产品

鉱工業产品については、1年ごとのシーリング枠が円建価格で設定されています。なお、品目によっては、数量限度のものが若干あります。シーリング枠は、原則としてCCCN2桁により分類された199の特恵供与対象品目について、それぞれの限度に達するまで特恵関税が適用されます。

シーリング枠の消化状況は、それぞれの品目について、毎月、日本政府の官報に公表されます。

6. シーリング枠の管理方法

鉱工業产品の特恵シーリング枠の管理方法は次のとおりです。

事前割当	24品目区分
日別管理	42品目区分
月別管理	133品目区分

(1) 事前割当

特恵対象品目のうち、事前割当品目（現在24品目区分）については、シーリング枠の範囲内で、輸入しようとする者が事前に割当を受け、その割当された品目の輸入について特恵が供与されます。なお、具体的な割当については、通商産業省で行っています。

(2) 日別管理

上記(1)の事前割当品目以外の品目については、それぞれのシーリング枠を超えて輸入される場合、その品目についての特恵関税の適用は停止されます。

それぞれの品目について、特恵輸入の実績を日ごとに集計しそれぞれのシーリング枠を超えたこととなった日の翌々日から特恵関税の適用を停止する方法が日別管理です。

(3) 月別管理

それぞれの品目について、特恵輸入の実績を月ごとに集計しシーリング枠を超えたこととなった翌々月の初日から特恵関税の適用を停止する方法が月別管理です。

7. シーリング枠運用の弾力化措置

特恵対象物品のシーリング枠は、その限度を超えると、原則として、日別または月別管理により特恵関税の適用は停止されます。しかし、特恵受益国のシーリング枠拡大の要望および日本の国際収支の状況等を考慮して、指定された106品目区分については、日本の大蔵省が適用停止を告示するまでは、シーリング枠を超ても、特恵関税の適用が継続されます。これがシーリング枠適用の弾力化措置です。

なお、一つの国から輸入される特定品目がその品目のシーリング枠の $\frac{1}{3}$ （1986年度のシーリングについて、1986年度のシーリング枠の $\frac{1}{3}$ が1983年度のシーリング枠の $\frac{1}{2}$ を下回るときは、1983年度のシーリング枠の $\frac{1}{2}$ （以下同じ）に達したとき、その国から輸入される当該品目について特恵供与は停止されます。これによって特恵受益諸国に対して、平等に特恵供与をする仕組みとなっています。

この場合においても、弾力的措置（133品目区分）によって一つの国の特恵による輸入額がシーリング枠の $\frac{1}{3}$ に達しても適用停止の措置があるまでは、特恵関税の適用が継続されます。

8. シーリング枠の算定方法（1986年度）

原則（1982年を基準とした算定方法）として1982年における特恵受益国からの輸入額（基本額）+適用年度の前々年の非受益国からの輸入額の10%（補足額）を採用していますが、シーリング枠の拡大状況や日本産業の現状を考慮して、次の(a), (b) または(c)による方法で算定する場合があります。

- (a) 前年度のシーリング枠×1.06
- (b) 前年度のシーリング枠×1.03
- (c) 前年度のシーリング枠の据置

注：なお、シーリング枠算定の結果前年度より減少する場合は、原則として前年度のシーリング枠と同じです。

表7 日本の特恵関税供与方式

ポジティブ・リスト方式	シーリング枠方式
CCCN 1類～24類 (農水産品関係)	CCCN 25類～99類 (鉱工業產品関係)
(特恵関税を供与するもの) ポジティブ・リストに計上した77品目（税率の引下げ幅は10～100%） (付録V 別表第1参照)	(特恵関税を供与するもの) <ol style="list-style-type: none"> 1. 税率 <ol style="list-style-type: none"> (1) 原則 無税 (2) S P (Selected Products)品目(36品目)の場合 50%カット (付録VI 別表第2参照) 2. シーリング枠(原則) 基準年(1982年)の開発途上国からの輸入額 + (適用年度の前々年の開発途上国以外からの輸入額) × $\frac{10}{100}$ 3. 特定品目については、シーリング枠の運用を弾力化する。 4. 年度途中で、ある開発途上国からのある産品の輸入が、シーリング枠の$\frac{1}{3}$を超えた場合には、超えた部分について当該年度の特恵関税の供与を停止する。 5. 特定品目については、上記4の適用を停止する。
(特恵関税を供与しないもの) ポジティブ・リストに計上されている品目以外のすべての品目	(特恵関税を供与しないもの) 石油および石油製品、ゼラチン、革製衣類、はきものの部分品、絹織物、合板、生糸等20品目

9. 後発開発途上国（LLDC）特恵特別措置

後発開発途上国（LLDC）特恵特別措置は、一般特恵税率が有税とされている農水産品および鉱工業產品（SP品目）についても特別に無税とし、鉱工業產品であってもシーリング管理の対象とせず、エスケープ・クローズ方式とすることにより、LLDC諸国の経済開発の促進を図ろうとするものです。

このため、特別措置の対象品目は、一般特恵対象品目のすべてにおよぶことが原則となっています。しかし、みつろう、黄麻糸の2品目については、国内産業に与える影響が大きく、無税としたり、シーリングの枠外に置くことが適当でないため、特別措置の例外品目とされ、一般特恵関税制度が適用されることになっています。

税番	品名
15.15-2	みつろう（税率例外）
57.06	黄麻糸（税率例外、エスケープ・クローズ例外）

なお、エスケープ・クローズが発動された場合には、特別措置の対象品目であっても一般の実行税率が適用されることとなります。

（付録Ⅲ 特恵受益国および地域一覧表を参照下さい。）

10. その他の綿織物（バティク綿織物）に対する特恵供与

バティク綿織物とは、綿織物にろうけつ染めをしたもので、いわゆるジャワ更紗、インド更紗として有名であり、いわばアセアンを中心としたLDC諸国の伝統的特産品とも言うことができよう。

綿織物については、国内産業の困難な事情にかんがみ、56年度に特恵関税制度の適用期間が10年延長された際に特恵適用例外品目とされていたものであるが、マレーシア等からの強い要請にもかんがみ、また、これら物品が伝統的、手工業的な特産品であって直接に国内産業と競合するものではない（国産がない）ことから、特恵供与されることになった。

しかしながら問題は、手作業によるろうけつ染め綿織物であることをどのように区分（識別）し得るのかという点にあって手作業によるものとそうでないもの（機械を用いて量産されたもの）との識別は一般には識別困難であることから、輸出国政府または政府代行機関が手工業によりろうけつ染めしたものであることに關し証明する方法が導入されました。

このようにバティク綿織物の特恵関税の適用を受けるには、特恵原産地証明書およびその添付書類の他に「手工業によりろうけつ染めしたもの」であることについての証明書を輸入通関時に税関へ提出することが必要です。

（発給機関等については、未通報の国もあることから、もよりの税關へ問い合わせください。）

付録Ⅱ A表・B表一覧表

A表

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
すべての号	すべての物品	輸送または保存のための乾燥, 冷凍, 塩水づけその他これらに類する操作, 単なる切断, 選別, びん, 箱その他これらに類する包装容器に詰めること, 改装, 仕分け, 製品または包装にマークを付けまたはラベルその他の表示をはり付けもしくは添付すること, 非原産品の単なる混合, 単なる部分品の組立ておよびセットにすることならびにこれらから成る操作	
第2類	肉および食用のくず肉		原産品である動物(生きているものに限る。)からの製造(加工を含む。以下この表において同じ。)
03. 02	魚(塩蔵, 塩水づけまたは乾燥のものに限る。)およびくん製の魚(くん製の前にまたはくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)		原産品である魚からの製造
04. 02	ミルクおよびクリーム(貯蔵に適する処理をし, 濃縮し, 乾燥したまたは甘味を付けたものに限る。)		原産品である第04. 01号に該当する物品からの製造
04. 03	バター		原産品であるミルクまたはクリームからの製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
04. 04	チーズおよびカード		原産品であるミルクまたはクリームからの製造
04. 07	食用の動物性生産品（他の号に該当するものを除く。）	第01.06号に該当する物品からの製造	
第7類	食用の野菜，根および塊茎 (第07.06号に該当する物品を除く。)		原産品である食用の野菜，根または塊茎からの製造
第8類	食用の果実ならびにメロンの皮およびかんきつ類の果皮		原産品である果実またはナットからの製造
第11類	穀粉，加工穀物，麦芽，でん粉，グルテンおよびイヌリン		原産品である第7類，第8類または第10類に該当する物品からの製造
15. 01	ラードその他の豚脂および家きん脂で溶出または溶剤抽出によって得たもの	第02.05号に該当する物品からの製造	
15. 03	ラードステアリン，オレオステアリンおよびタローステアリンならびにラード油，オレオ油およびタロー油で乳化，混合その他の調製をしてないもの	第02.05号，第15.01号または第15.02号に該当する物品からの製造	
15. 13	マーガリン，イミテーションラードその他の調製食用脂	第15.12号に該当する物品からの製造	
第16類	肉，魚，甲殻類または軟体動物の調製品		原産品である動物（生きているものに限る。），魚，甲殻類または軟体動物からの製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
17. 02	その他の糖類（固体のものに限る。）ならびに糖水（香味料または着色料を加えたものを除く。）人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。）およびカラメル	第11類，第17類（この号を除く。）または第35.05号に該当する物品からの製造	
17. 04	砂糖菓子（ココアを含有するものを除く。）	第17類（この号を除く。）に該当する物品からの製造	
18. 03	ココアペースト（塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。）		カカオ豆からの製造
18. 04	カカオ脂		同 上
18. 05	ココア粉（甘味を付けたものを除く。）		同 上
18. 06	チョコレートその他ココアを含有する調製食料品 (1) 各使用材料の重量割合のうちミルク（クリームを含む。）の重量割合が最も大きいもの (2) その他のもの		非原産品割合が40%以下となる製造（すべて原産品であるミルク（クリームを含む。）からのものに限る。） 非原産品割合が40%以下となる製造
19. 02	麦芽エキスおよび穀粉、ミール、でん粉または麦芽エキスの育児食用、食餌療法用または料理用の調製品（ココアを含有するものにあっては、その含有量が全重量の50%に満たないものに限る。） (1) 各使用材料の重量割合の		原産品である第4類、第

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
	うちミルク（クリームを含む。）の重量割合が最も大きいもの (2) その他のもの		7類，第8類または第10類に該当する物品からの製造 原産品である第7類，第8類または第10類に該当する物品からの製造
19. 03	マカロニ，スパゲッティその他これらに類する物品		第7類，第8類または第10類に該当する物品からの製造
19. 04	タピオカおよびサゴならびにばれいしょでん粉その他のでん粉から製造したタピオカまたはサゴの代用物		原産品である第7類，第8類または第10類に該当する物品からの製造
19. 05	パフ ドライス，コーンフレークその他これらに類する調製食料品（穀物または穀物產品を膨張させまたはいって得たものに限る。）		原産品である第10類に該当する物品からの製造
19. 07	食パン，乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖，はちみつ，卵，脂肪，チーズまたは果実を加えたものを除く。）および聖さん用ウエハー，医療用に適するオブレート，シーリングウエハー，ライスペーパーその他これらに類する物品		第7類，第8類または第10類に該当する物品からの製造
19. 08	パイ，ビスケット，スポンジケーキ，クッキーその他これらに類するベーカリー製品（ココアを含有しているかどうかを問わない。）		同 上

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
20. 01	食酢または酢酸で調製した野菜および果実（砂糖、塩、香辛料またはマスタードを加えてあるかどうかを問わない。）		原産品である第7類または第8類に該当する物品からの製造
20. 02	調製した野菜（食酢または酢酸で調製したもの除く。）		原産品である第7類に該当する物品からの製造
20. 03	冷凍果実（砂糖をえたものに限る。）		原産品である第8類に該当する物品からの製造
20. 04	砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのものおよびクリスタライズしたものに限る。）		原産品である第7類、第8類、第9類または第12類に該当する物品からの製造
20. 05	ジャム、フルーツゼリー、ママレード、フルーツピューレーおよびフルーツペースト（加熱して調製したものに限るものとし、砂糖を加えてあるかどうかを問わない。）		同 上
20. 06	その他の調製した果実（砂糖を加えてあるか、またはアルコールを含有しているかどうかを問わない。）		同 上
20. 07	果汁（ぶどう搾汁を含む。）および野菜ジュース（砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したものおよびアルコールを含有するものを除く。）		原産品である第7類または第8類に該当する物品からの製造
21. 03	マスタード粉および調製したマスタード		原産品であるからし菜の種からの製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
21. 04	ソースその他の混合調味料		トマトを使用したものにあっては、原産品であるトマトからの製造
21. 05	スープおよびプロス（固形または粉状のものを含む。）ならびに均質混合調製食料品	第20.02号に該当する物品からの製造	
21. 07	調製食料品（他の号に該当するものを除く。） 1 糖水（香味料または着色料を加えたものに限る。） 2 その他 (1) 第04.07号に掲げる物品のもの (2) その他 (i) 各使用材料の重量割合のうちミルク（クリームを含む。）の重量割合が最も大きいもの (ii) その他 レモネード、香味料を加えた鉱水および炭酸水ならびにその他のアルコールを含有しない飲料（第20.07号に該当する果汁および野菜ジュースを除く。）	第11類、第17類 または第35.05号に該当する物品からの製造 第01.06号または第04.07号に該当する物品からの製造 非原産品割合が40%以下となる製造（すべて原産品であるミルク（クリームを含む。）からのものに限る。） 非原産品割合が40%以下となる製造	
22. 02			果汁を含有するものにあっては、原産品である果実からの製造
22. 04	ぶどう搾汁（発酵中のものおよびアルコール添加以外の方法により発酵を止めたものに限る。）	第20.07号に該当する物品からの製造	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
22. 05	ぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したものに限る。）およびぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	第20.07号または第22.04号に該当する物品からの製造	
22. 06	ペルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。）	第20.07号、第22.04号または第22.05号に該当する物品からの製造	
22. 07	その他の発酵酒（たとえば、りんご酒、なし酒およびミード）		非原産品割合が40%以下となる製造
22. 08	エチルアルコール（変性していないものでアルコール分が80度以上のものに限る。）および変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	第22.09号に該当する物品からの製造	
22. 09	エチルアルコール（変性していないものでアルコール分が80度に満たないものに限る。）および蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料ならびに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの (1) エチルアルコールおよび蒸留酒 (2) その他のもの	第22.08号に該当する物品からの製造	同 上
22. 10	食酢およびその代用物	第29.14号に該当する物品からの製造	
23. 07	甘味を付けた飼料その他の調製飼料および飼料用調製品		同 上
30. 03	医薬品（動物用のものを含む。）		非原産品割合が50%以下となる製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
31. 05	その他の肥料およびこの類の物品をタブレット状, ひし形その他これらに類する形状に調製し, または容器ともの1個の重量が10キログラム以下に包装したもの		非原産品割合が50%以下となる製造
32. 06	レーキ顔料	第32.04号または第32.05号に該当する物品からの製造	
32. 07	その他の着色料および無機のルミノホア	第28類に該当する酸化物または塩と体质顔料(たとえば, 硫酸バリウム, 白亜, 炭酸バリウムおよびサテン白)との混合	
32. 10	画家用えのぐ, 習画用えのぐ, ポスターカラー, 整色用えのぐ, 遊戯用えのぐその他これらに類するえのぐ類, (タブレット状, チューブ入り, びん入り, さら入りその他これらに類する形状または包装のものに限るものとし, ブラシ, パレットその他の附属品とともにセットしたものを含む。)	第32.04号から第32.09号までに該当する物品からの製造	
32. 12	ガラス用のパテ, つぎ木用のパテ, 塗装用の充てん料, 左官工事用の非耐火性調製上塗り材および閉そく用またはシーリング用のマスチックその他これに類するマスチック(レジンマスチックおよびレジンセメント含む。)	第32.09号に該当する物品からの製造	
33. 04	天然または人造の香気性物質の2以上の混合物および当該		同 上

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
33. 06	<p>香気性物質の1以上をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、香料工業、食品工業その他の工業において原料として用いるものに限る。）</p> <p>調製香料および化粧品類ならびに精油のアキュアスディスチレートおよびアキュアソリューション（医薬用に適するものを含む。）のうち 精油のアキュアスディスチレートおよびアキュアソリューション</p>	第33.01号に該当する物品からの製造	
34. 01	せっけんならびに有機界面活性剤およびその調製品（せっけんと同様の用途に供するもので、棒状またはケーキ状のものおよび成形品に限るものとし、せっけんを含有するかどうかを問わない。）	第34.02号または第34.05号に該当する物品からの製造	
34. 02	有機界面活性剤ならびに調製界面活性剤および調製洗剤（調製したものにあっては、せっけんを含有するかどうかを問わない。）	第34.01号に該当する物品からの製造	
34. 07	モデリングペースト（児童用のものおよび取りそろえたものを含む。）および板状、馬てい状、棒状その他これらに類する形状の歯科用ワックス	第34.04号または第38.19号に該当する物品からの製造	
35. 02	アルブミン、アルブミナートおよびその他のアルブミン誘導体 1 卵 白		原産品である鳥卵からの製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
35. 05	デキストリン, デキストリングルー, 可溶性でん粉, ばい焼でん粉およびスターチグルー		原産品である第7類, 第8類または第10類に該当する物品からの製造
36. 08	フェロセリウムその他の発火性合金(形状を問わない。)および可燃性材料の製品のうち可燃性材料の製品	可燃性物質またはその調製品からの製造	
37. 01	感光性の写真プレートおよび平面状写真フィルム(露光してないものに限るものとし, 紙製, 板紙製または布製のものを除く。)	第37.02号に該当する物品からの製造	
37. 02	感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし, パーフォレーションを有するかどうかを問わない。)	第37.01号に該当する物品からの製造	
37. 04	感光性のプレートおよびフィルム(露光したもので, 現像してないものに限る。)	第37.01号または第37.02号に該当する物品からの製造	
38. 11	消毒剤, 殺虫剤, 殺菌剤, 殺鼠剤, 除草剤, 発芽抑制剤, 植物生長調製剤その他これらに類する物品(小売用の形状または包装にしたもの, 製剤にしたものならびにいおうを含ませた帶, しんおよびろうそく, はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。)		非原産品割合が50%以下となる製造
38. 12	つや出し剤, 仕上剤および媒染剤(調製したもので, 繊維工業, 製紙工業, 皮革工業その他これらに類する工業にお		

関税定率法別表の番号	生産された物品	産原品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
	いて使用するものに限る。) (1) でん粉質の物品を主体とするもの (2) その他のもの	第11類または第35.05号に該当する物品からの製造	非原産品割合が50%以下となる製造
38. 13	金属表面処理用の調製浸せき剤, ろう付け用, はんだ付け用または溶接用のフラックスその他の調製した助剤, ろう付け用, はんだ付け用または溶接用の粉末およびペーストで金属とその他の材料とから成るものならびに溶接棒または電極のしんまたは被覆に用いる調製品		同 上
38. 14	アンチノック剤, 酸化防止剤, ガム化防止剤, 粘度指數向上剤, 腐食防止剤その他これらに類する調製した鉱物油添加剤		同 上
38. 15	調製したゴム加硫促進剤		同 上
38. 17	消火器用の調製品および袋でん物にした薬剤ならびに袋でんした消火弾		同 上
38. 18	配合溶剤および配合シンナー(ワニスその他これに類する物品に用いるものに限る。)		同 上
38. 19	化学品および化学工業(類似の工業を含む。)による調製品(天然物のみの混合物を含む。)ならびに当該工業において生ずる残留物(他の号に該当す		同 上

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
41. 02	るものを除く。) 牛革（水牛革を含む。）および馬属の動物の革（第 41.06 号または第 41.08 号に該当するものを除く。）	第 41.01 号に該当する物品からの製造	
41. 03	羊革（第 41.06 号または第 41.08 号に該当するものを除く。）	同 上	
41. 04	やぎ革（第 41.06 号または第 41.08 号に該当するものを除く。）	同 上	
41. 05	その他の革（第 41.06 号または第 41.08 号に該当するものを除く。）	同 上	
41. 06	シャモア仕上げをした革	同 上	
41. 08	パテントレザー、イミテーションパテントレザーおよびメタライズドレザー		第 41.01 号に該当する物品からの製造
第 42 類	革製品、馬具および旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器ならびに腸の製品（第 42.05 号または第 42.06 号に該当する物品を除く。）	第 42.05 号に該当する物品からの製造	
43. 02	毛皮（板状、十字形その他これらに類する形状のものおよび頭部、脚部、尾部その他の毛皮の部分で組み合わせないものを含む。）	第 43.01 号に該当する物品からの製造	
43. 03	毛皮製品	第 43.02 号に該当する物品からの製造	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
45. 03	天然コルクの製品		第45.01号に該当する物品からの製造
48. 15	その他の紙および板紙（特定の形状に切ったものに限る。）	第48.01号から第48.07号までに該当する物品からの製造で特定の形状にするための切断、折りたたみまたはこれらの工程のみから成るもの	
48. 16	紙製または板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のものおよび箱、袋その他の包装容器 2 紙袋 3 その他のもの		非原産品割合が50%以下となる製造 同 上
49. 09	絵葉書、クリスマスカードその他これらに類する絵入りのカード（印刷したものに限るものとし、トリミングしてあるかどうかを問わない。）	第49.11号に該当する物品からの製造	
49. 10	カレンダー（カレンダーブロッケを含むものとし、紙製または板紙製のものに限る。）	同 上	
50. 02	生糸（よってないものに限る。）		原産品である繭からの製造
50. 04	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸および小売用の糸を除く。）		化学品、第47.01号もしくは第50.01号に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短纖維または紡織用繊維くず（紡織用繊維の短纖維およびくず）にあつ

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
50. 05	絹紡糸および絹紡紬糸（小売用の糸を除く。）		では、カードしまたはコードしてないものに限る。)からの製造 同 上
50. 07	絹糸、絹紡糸および絹紡紬糸（小売用の糸に限る。）ならびに天然てぐすおよび絹製のカットガットのうち天然てぐす以外のもの		同 上
50. 09	絹織物		化学品、第47.01号もしくは第50.01号に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維または紡織用繊維くずからの製品
51. 01	人造繊維の長繊維の糸（小売用の糸を除く。） (1) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの (2) その他のもの		化学品、第47.01号もしくは第50.01号に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維または紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維およびくずにあっては、カードしまたはコードしてないものに限る。）からの製造 化学品、第47.01号に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維または紡織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維およびくずにあっては、カ

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
51. 02	単繊維、ストリップ（人造ストローその他これに類する物品を含む。）およびカットガット（人造繊維の材料で製造したものに限る。）		ードしまたはコームしていないものに限る。）からの製造 同 上
51. 03	人造繊維の長繊維の糸（小壳用の糸に限る。）		同 上
51. 04	人造繊維の織物（長繊維の糸で織ったものに限るものとし、第51.01号または第51.02号の単繊維またはストリップの織物を含む。） (1) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの (2) その他のもの		化学品、第47.01号もしくは第50.01号に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維または紡織用繊維くずからの製造 化学品、第40.01号に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維または紡織用繊維くずからの製造
52. 01	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸に金属を交え、塗布または被覆した糸に限るものとし、製法を問わない。）		化学品、第47.01号に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維または防織用繊維くず（紡織用繊維の短繊維およびくずにあっては、カードしまたはコームしていないものに限る。）からの製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
52. 02	金属糸または金属を交えた糸を用いた織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に用いるものに限る。）		化学品、第47.01号に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造
53. 06	紡毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）		化学品、第47.01号に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短纖維または防織用纖維くず（防織用纖維の短纖維およびくずにはあっては、カードしまたはコームしていないものに限る。）からの製造
53. 07	そ 梳毛糸（羊毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）		同 上
53. 08	そ 紡毛糸および梳毛糸（織獸毛製の糸に限るものとし、小売用の糸を除く。）		同 上
53. 09	馬毛の糸およびその他の獸毛の糸（小売用の糸を除く。）		同 上
53. 10	羊毛、馬毛その他の獸毛の糸（小売用の糸に限る。）		同 上
53. 11	毛織物（羊毛製または織獸毛製のものに限る。） (1) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの (2) その他のもの		化学品、第47.01号もしくは第50.01号に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造 化学品、第47.01号に該当する物品、紡織用天然

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
53. 12	毛織物（馬毛製その他の獸毛製のものに限る。）		繊維，人造繊維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造 同 上
54. 03	亜麻糸およびラミー糸（小売用の糸を除く。）		化学品，第47.01号に該当する物品，紡織用天然纖維，人造纖維の短纖維または紡織用纖維くず（紡織用纖維の短纖維およびくずにあっては，カードしましたはコームしていないものに限る。）からの製造
54. 04	亜麻糸およびラミー糸（小売用の糸に限る。）		同 上
54. 05	亜麻織物およびラミー織物		化学品，第47.01号に該当する物品，紡織用天然纖維，人造纖維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造
55. 05	綿糸（小売用の糸を除く。）		化学品，第47.01号に該当する物品，紡織用天然纖維，人造纖維の短纖維または紡織用纖維くず（紡織用纖維の短纖維およびくずにあっては，カードしましたはコームしていないものに限る。）からの製造
55. 06	綿糸（小売用の糸に限る。）		同 上

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
55. 07	綿織物（もじり織りのものに限る。）		化学品、第47.01号に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造
55. 08	テリータオル地その他のテリ一織りの綿織物		同 上
55. 09	その他の綿織物		同 上
56. 01	人造繊維の短纖維（カードし、コームしましたはその他の紡績準備の処理をしたもの除く。）		化学品または第47.01号に該当する物品からの製造
56. 02	人造繊維の長纖維のトウ（短纖維製造用のものに限る。）		同 上
56. 04	人造繊維の短纖維およびくず（カードし、コームしましたはその他の紡績準備の処理したものに限る。）		化学品、第47.01号に該当する物品、紡織用天然繊維または紡織用纖維くず（紡織用纖維の短纖維およびくずにはあっては、カードしましたはコームしていないものに限る。）からの製造
56. 05	人造繊維の紡績糸（小売用の糸を除く。）		化学品、第47.01号に該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短纖維または紡織用纖維くず（紡織用纖維の短纖維およびくずにはあっては、カードしましたはコームしていないものに限る。）からの製造
56. 06	人造繊維の紡績糸（小売用の糸に限る。）		同 上

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
56. 07	人造纖維の織物（紡績糸で織ったものに限る。） (1) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの (2) その他のもの		化学品，第47.01号もしくは第50.01号に該当する物品，紡織用天然纖維（生糸を除く。），人造纖維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造 化学品，第47.01号に該当する物品，紡織用天然纖維，人造纖維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造
57. 06	第57.03号の黄麻その他の紡織用韌皮纖維の糸		化学品，第47.01号に該当する物品，紡織用天然纖維，人造纖維の短纖維または紡織用纖維くず（紡織用纖維の短纖維およびくずにあっては，カードしまたはコームしていないものに限る。）からの製造
57. 07	その他の植物性紡織用纖維の糸および紙糸のうち 紙糸以外のもの		同 上
57. 10	第57.03号の黄麻その他の紡織用韌皮纖維の織物		化学品，第47.01号に該当する物品，紡織用天然纖維，人造纖維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造
57. 11	その他の植物性紡織用纖維の織物および紙糸の織物		紙，化学品，第47.01号に該当する物品，紡織用天然纖維，人造纖維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
第 58 類	じゅうたんその他の敷物, つづれ織物, パイル織物, シェニール織物, 細幅織物, トリミングならびにチュールその他の網地, レースおよびししゅう布		化学品, 第 47.01 号に該当する物品, 紡織用天然繊維, 人造繊維の短纖維または紡織用繊維くずからの製造
59. 01	ウォッディングおよびその製品ならびに紡織用繊維のフロック, ダストおよびミルネット		化学品, 第 47.01 号に該当する物品, 紡織用天然繊維, 人造繊維の短纖維または紡織用繊維くず(紡織用繊維の短纖維およびくずにあっては, カードしましたはコームしていないものに限る。)からの製造
59. 02	フェルトおよびその製品(塗布してあるか, またはしみ込ませてあるかどうかを問わない。)		同 上
59. 03	不織布およびその製品(塗布してあるか, またはしみ込ませてあるかどうかを問わない。)		同 上
59. 04	ひも, 網およびケーブル(組んであるかどうかを問わない。)		同 上
59. 05	漁網(製品にしたもので, 糸, ひもまたは網で作ったものに限る。)ならびに網および網地(ひもまたは網で作ったもの限る。)		化学品, 第 47.01 号に該当する物品, 紡織用天然繊維, 人造繊維の短纖維または紡織用繊維くずからの製造
59. 06	糸, ひも, 網またはケーブルのその他の製品(紡織用繊維の織物類およびその製品を除く。)		紙, 化学品, 第 47.01 号に該当する物品, 紡織用天然繊維, 人造繊維の短纖維または紡織用繊維く

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
59. 07	書籍装てい用その他これに類する用途に供する紡織用纖維の織物類でガムまたはでん粉質の物品を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバスおよびパックラムその他これに類する織物類でハットファンデーションその他これに類する用途に供するもの		す（紡織用纖維の短纖維およびくずにあっては、カードしまたはコームしてないものに限る。）からの製造 紡織用纖維の糸からの製造
59. 08	紡織用纖維の織物類（セルロース誘導体その他の人造プラスチックを塗布し、しみ込ませ、被覆しまたは積層したものに限る。）		同 上
59. 10	リノリウムおよびその製法に類する方法で製造した物品（紡織用纖維の基布を有するものに限るものとし、床用敷物として使用するものであるかどうかを問わない。）ならびに紡織用纖維の基布に塗布した床用敷物（特定の形状に切ってあるかどうかを問わない。）		紡織用纖維またはその糸からの製造
59. 11	ゴム加工した紡織用纖維の織物類（メリヤス編みまたはクロセ編みのものを除く。）		紡織用纖維の糸からの製造
59. 12	その他の紡織用纖維の織物類（塗布しまたはしみ込ませたものに限る。）および劇場用ま		同 上

関税定率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与 えない加工または製造	原産品としての資格を与 えるため必要とされる加 工または製造
	たはスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に用いる絵模様を描いた織物類		
59. 13	ゴム糸を用いた紡織用繊維の織物類およびトリミング(メリヤス編みまたはクロセ編みのものを除く。)		化学品, 第47.01号に該当する物品, 紡織用天然繊維, 人造繊維の短繊維または紡織用繊維くずからの製造
59. 14	ランプ用, ストーブ用, ライター用, ろうそく用その他これらに類する用途に供するしん(紡織用繊維を織り, 組みまたは編んだものに限る。), ガスマントル用の管状編物および白熱ガスマントル		同 上
59. 15	紡織用繊維製のホースその他これに類する物品(他の材料で内張りしまたは補強したものおよび附属品(材料を問わない。)を有するものを含む。)		同 上
59. 16	伝動用, コンペア用またはエレベーター用のベルトおよびペルチング(紡織用繊維製のものに限るものとし, 金属その他の物品で補強してあるかどうかを問わない。)		同 上
59. 17	紡織用繊維の織物類および紡織用繊維の製品(通常機械に使用するものに限る。)		同 上
第 60 類	メリヤス編物, クロセ編物およびこれらの製品(第60.06号に該当する物品のうちゴム加工したものを除く。)		同 上

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
60. 06	メリヤス編物、クロセ編物およびこれらの製品（ゴム糸を用いたものおよびゴム加工したものに限るものとし、ゴム糸を用いた保健用のひざ当ておよび長くつ下を含む。）のうちゴム加工したもの		
第 61 類	衣類およびその附属品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものおよび第 61.05 号または第 61.06 号に該当する物品を除く。）		紡織用纖維の糸からの製造 同 上
61. 05	ハンカチ		化学品、第 47.01 号もしくは第 50.01 号に該当する物品、紡織用天然纖維（生糸を除く。）、人造纖維の短纖維または紡織用纖維くずからの製造
61. 06	ショール、スカーフ、マフラー、マンチラ、ペールその他これらに類する物品		同 上
第 62 類	紡織用纖維の他の製品		同 上
第 64 類	はき物およびゲートルその他これに類する物品ならびにこれらの部分品（第 64.05 号または第 64.06 号に該当するものを除く。）	第 64.05 号に該当する物品からの製造	
65. 03	フェルト製の帽子（第 65.01 号に該当するフェルト製の帽体またはプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるか、またはトリミン	第 65.01 号に該当する物品からの製造	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
65. 04	グしてあるかどうかを問わない。) 帽子（組んだものおよび組物 その他の物品のストリップで 作ったものに限るものとし, 裏張りしてあるか, またはト リミングしてあるかどうかを 問わない。)	第 65.02号に該当する物 品からの製造	
66. 01	かさ（つえ兼用がさ, アンブ レラテント, ビーチパラソル その他これらに類する物品を 含む。)		非原産品割合が50%以下 となる製造
70. 06	みがき板ガラス（色きせのも のおよび金属の線または網を 入れたものを含み, 鑄込み法, ロール法, 引き上げ法または 吹上げ法により製造した正方 形または長方形のものに限る ものとし, さらに加工したもの を除く。)	第 70.04号または第 70.05 号に該当する物品からの 製造	
70. 07	板ガラス（色きせのものおよ び金属の線または網を入れた ものを含み, 鑄込み法, ロー ル法, 引き上げ法または吹上 げ法により製造したもので, 正方形および長方形以外の形 状に切ったもの, 曲げたもの または縁加工, 彫刻その他の 加工をしたものに限るものと し, 表面をみがいてあるかど うかを問わない。)ならびに絶 縁用複層ガラスおよびステン ドガラスその他これに類する ガラス	第 70.04号から第 70.06 号までに該当する物品か らの製造	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
70. 08	安全ガラス（強化ガラスおよび合わせガラスに限るものとし、特定の形状にしたものであるかどうかを問わない。）	第70.04号から第70.07号までに該当する物品からの製造	
70. 09	ガラス鏡（バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。）	第70.04号から第70.08号までに該当する物品からの製造	
71. 15	真珠または天然、合成もしくは再生の貴石もしくは半貴石の製品		第71.01号から第71.03号までに該当する物品（加工しないものに限る。）からの製造
71. 16	身辺用模造細貨類	金属製のくさりからの製造	
73. 07	鉄鋼のブルーム、ビレット、スラブおよびシートバー（チングプレートバーを含む。）ならびに鉄鋼の荒鍛造品	第73.06号に該当する物品からの製造	
73. 08	鉄鋼のコイル（再圧延用のものに限る。）	第73.07号に該当する物品からの製造	
73. 09	鉄鋼のユニバーサルプレート	第73.07号または第73.08号に該当する物品からの製造	
73. 10	鉄鋼の棒（線材を含むものとし、熱間圧延、鋳造、押出し、冷間成形または冷間仕上げをしたものに限る。）および中空マイニングドリル鋼	第73.07号に該当する物品からの製造	
73. 11	形鋼（熱間圧延、鋳造、押出し、冷間成形または冷間仕上げをしたものに限る。）および鋼矢板（鋼矢板にあっては、あなをあけてあるか、または	第73.07号から第73.10号まで、第73.12号または第73.13号に該当する物品からの製造	

関税定率法 別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
	組み合わせてあるかどうかを問わない。)		
73. 12	鉄鋼の帯（熱間圧延または冷間圧延をしたものに限る。）	第73.07号から第73.09号までまたは第73.13号に該当する物品からの製造	
73. 13	鉄鋼の板（熱間圧延または冷間圧延をしたものに限る。）	第73.07号から第73.09号までに該当する物品からの製造	
73. 14	鉄鋼の線（塗装してあるかどうかを問わないものとし、電気絶縁をしたものを除く。）	第73.10号に該当する物品からの製造	
73. 16	鉄鋼製の軌条、チェックレール、尖端軌条、クロッシング、クロッシングピース、転轍棒、歯形軌条、まくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、ペッドプレートおよびタイならびに軌条の接続または取付けにもっぱら用いるその他の鉄鋼製の材料（鉄道線路の建設材料に限る。）		第73.06号に該当する物品または第73.15号に該当する物品（第73.06号に掲げる物品の形状のものに限る。）からの製造
73. 18	鉄鋼の管および素管（鋳鉄管および水力発電用高圧導水鋼管を除く。）		第73.07号に該当する物品または第73.15号に該当する物品（第73.07号に掲げる物品の形状のものに限る。）からの製造
73. 19	水力発電用高圧導水鋼管（補強してあるかどうかを問わない。）		同 上
73. 20	鉄鋼製のジョイント、エルボ	第73.17号から第73.19	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
	一，ユニオン，フランジその他の管用継手	号までに該当する物品からの製造	
73. 25	より線，ケーブル，ロープ，組ひも，スリングその他これらに類する物品（鉄鋼の線を用いて製造したものに限るものとし，電気絶縁をしたものを除く。）	第73.14号に該当する物品または第73.15号に該当する物品（線に限る。）からの製造	
73. 26	鉄鋼製の有刺線ならびに鉄鋼製の帯または平線をねじったもの（有刺のものであるかどうかを問わない。）およびゆるくよった二重線で棚用のもの	第73.12号もしくは第73.14号に該当する物品または第73.15号に該当する物品（線および帯に限る。）からの製造	
74. 03	銅の棒，形材および線	第74.04号に該当する物品からの製造	
74. 04	銅の板および帯	第74.03号に該当する物品からの製造	
74. 05	銅のはく（浮出し模様を付けたもの，切ったもの，あなをあけたもの，塗装したもの，印刷したものおよび紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし，はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.15ミリメートル以下のものに限る。）	第74.03号または第74.04号に該当する物品からの製造	
74. 07	銅の管，素管および中空棒	同 上	
74. 08	銅製のジョイント，エルボー，ソケット，フランジその他の管用継手	第74.03号，第74.04号または第74.07号に該当する物品からの製造	
74. 10	より線，ケーブル，ロープ，組ひもその他これらに類する	第74.03号に該当する物品（線に限る。）からの製造	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
75. 02	物品（銅の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものと除く。） ニッケルの棒、形材および線	第75.03号に該当する物品からの製造	
75. 03	ニッケルの板、帯、はく、粉およびフレークのうち 板、帯およびはく	第75.02号に該当する物品からの製造	
75. 04	ニッケルの管、素管および中空棒ならびにニッケル製のジョイント、エルボー、ソケット、法兰ジその他の管用継手	第75.02号または第75.03号に該当する物品からの製造	
75. 05	電気めっき用のニッケル陽極 (電気分解により製造したものを含む。)	第75.01号に該当する物品(カソードに限る。)または第75.02号から第75.04号までに該当する物品からの製造	
76. 02	アルミニウムの棒、形材および線	第76.03号に該当する物品からの製造	
76. 03	アルミニウムの板および帶	第76.02号に該当する物品からの製造	
76. 04	アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたもの、切ったもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したものおよび紙その他の補強材で裏張りしたものと含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く)が0.2ミリメートル以下ものに限る。)	第76.02号または第76.03号に該当する物品からの製造	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
76. 06	アルミニウムの管, 素管および中空棒	第76.02号または第76.03号に該当する物品からの製造	
76. 07	アルミニウム製のジョイント, エルボー, ソケット, フランジその他の管用継手	第76.02号, 第76.03号または第76.06号に該当する物品からの製造	
76. 12	より線, ケーブル, ロープ, 組ひもその他これらに類する物品 (アルミニウム製の線を用いて製造したものに限るものとし, 電気絶縁をしたものを除く。)	第76.02号に該当する物品 (線に限る。)からの製造	
78. 02	鉛の棒, 形材および線	第78.03号に該当する物品からの製造	
78. 03	鉛の板および帶	第78.02号に該当する物品からの製造	
78. 04	鉛のはく (浮出し模様を付けたもの, 切ったもの, あなをあけたもの, 塗装したもの, 印刷したものおよび紙その他補強材で裏張りしたものを含むものとし, はくの重量 (補強材の重量を除く。)が1平方メートルにつき1.7キログラム以下のものに限る。), 粉およびフレークのうちはく	第78.02号または第78.03号に該当する物品からの製造	
78. 05	鉛の管, 素管および中空棒ならびに鉛製のジョイント, エルボー, ソケット, フランジ, S形ベンドその他の管用継手	同 上	
79. 02	亜鉛の棒, 形材および線	第79.03号に該当する物品からの製造	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
79. 03	亜鉛の板，帯，はく，粉およびフレークのうち 板，帯およびはく	第79.02号に該当する物品からの製造	
79. 04	亜鉛の管，素管および中空棒ならびに亜鉛製のジョイント，エルボー，ソケット，フランジその他の管用継手	第79.02号または第79.03号に該当する物品からの製造	
80. 02	すずの棒，形材および線	第80.03号に該当する物品からの製造	
80. 03	すずの板および帯	第80.02号に該当する物品からの製造	
80. 04	すずのはく（浮出し模様を付けたもの，切ったもの，あなをあけたもの，塗装したもの，印刷したものおよび紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし，はくの重量（補強材の重量を除く。）が1平方メートルにつき1キログラム以下のものに限る。），粉およびフレークのうち はく	第80.02号または第80.03号に該当する物品からの製造	
80. 05	すずの管，素管および中空棒ならびにすず製のジョイント，エルボー，ソケット，フランジその他の管用継手	同 上	
82. 05	手工工具用，動力駆動式手持工具用または機械用の互換性工具（伸線用ダイス，金属押し出し用ダイスおよびさく岩用ビットを含むものとし，プレス，		非原産品割合が40%以下となる製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
第 84 類 84. 55	型打ち, きりもみ, ねじ切り, 中ぐり, ブローチング, ミリング, 切断, 切削, ドレッシング, ほどあなあけ, ねじの締付けその他の作業に用いるものに限る。) ボイラー, 機械類およびこれらの部分品(第 84.55 号に該当する物品を除く。)		非原産品割合が40%以下となる製造
第 85 類	第 84.51号, 第 84.52号, 第 84.53号または第 84.54号に該当する機械に原則としてもっぱら使用する部分品および附属品(カバー, 携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。)	非原産品割合が40%以下となる製造(第 69.09 号に該当する物品を使用する場合にあっては, すべて原産品である当該物品からのものに限る。)	
第 86 類	電気機器およびその部分品	非原産品割合が40%以下となる製造	同 上
第 87 類	鉄道用の機関車および車両ならびにこれらの部分品, 鉄道線路用装備品ならびに電気駆動式以外の交通管制用機器		同 上
第 88 類	鉄道以外の車両およびその部分品		同 上
第 89 類	航空機およびその部分品, 落下さん, カタパルトその他これに類する航空機射出機ならびに航空用地上訓練機		同 上
第 90 類	船舶および浮き構造物(第 89.04 号に該当する物品を除く。)		同 上
	光学機器, 写真用機器, 映画用機器, 計測機器, 精密機器, 医療用機器およびこれらの部		同 上

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
90. 01	分品（第 90.01 号または第 90.02 号に該当する物品を除く。） レンズ、プリズム、鏡その他 の光学用品（材料を問わないものとし、柄またはわくを取り付けたものおよび光学的に研磨してないガラス製のものを除く。）および偏光材料製の板		非原産品割合が 40% 以下となる製造（ガラス製のものにあっては、光学ガラスの塊からのものに限る。）
90. 02	レンズ、プリズム、鏡その他 の光学用品（柄またはわくを取り付けたもので、機器の部 分品としてまたは機器に取り付けて使用するものに限るとともに、光学的に研磨してないガラス製のものを除くものとし、材料を問わない。）		同 上
第 91 類	時計およびその部分品		非原産品割合が 40% 以下となる製造
第 92 類	楽器、録音機、音声再生機、 テレビジョンの映像および記 録機または再生機ならびにこ れらの部分品		同 上
第 93 類	武器、銃砲弾およびこれらの 部分品		同 上
第 94 類	家具およびその部分品ならび に寝具、マットレス、マット レスサポート、クッションお よびこれらに類する物品（第 94.04 号に該当する物品を除く。）	第 94.04 号に該当する物 品からの製造	
96. 01	ほうきおよびブラシ（小枝そ の他の植物性材料を単に結束		

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えない加工または製造	原産品としての資格を与えるため必要とされる加工または製造
	<p>したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。)ならびにその他のはうきおよびブラシ(機械の部分品として使用するブラシを含む。)ならびにはうきまたはブラシの製造用に結束しましたは房状に取りそろえた物品ならびにペイントローラー、スクイージー(ローラースクイージーを除く。)およびモップ 2. その他のはうきおよびブラシならびにペイントローラー、スクイージーおよびモップ</p>		
97. 03	誤楽用の模型およびその他のがん具		同 上
98. 01	ボタン、ボタンモールド、飾りボタン、カフスボタンおよびプレスファスナー(スナップファスナーおよびプレススタッドを含む。)ならびにこれらのプランクおよび部分品		同 上
98. 08	タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかどうかを問わない。)およびインキパッド(箱に入れてないインキパッドを含む。)		同 上
98. 15	魔法びんその他の真空容器(ケース入りのものに限る。)およびその部分品(ガラス製の内部容器を除く。)	第70.12号に該当する物品からの製造	

B 表

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与える加工または製造
28. 49	コロイト状貴金属および貴金属のアマルガムならびに貴金属の無機または有機の塩その他の化合物（アルブミナート、プロテイナート、タンナートその他これらに類する化合物を含むものとし、化学的に单一の化合物であるかどうかを問わない。）	化学的変換を伴う製造
28. 50	核分裂性の元素および同位元素ならびにその他の放射性の元素および同位元素ならびにこれらの無機または有機の化合物（化学的に单一の化合物であるかどうかを問わない。）ならびに合金、ディスペーションおよびサーメット（核分裂性もしくは放射性の元素もしくは同位元素またはこれらの無機もしくは有機の化合物を含有するものに限る。）	同 上
28. 51	同位元素およびその無機または有機の化合物（化学的に单一の化合物であるかどうかを問わないものとし、第28.50号に該当する同位元素および化合物を除く。）	同 上
28. 52	トリウム、ウラン 235 を減少させたウラン（劣化ウラン）、希土類金属、イットリウムまたはスカンジウムの無機または有機の化合物（これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。）	同 上
44. 22	おけ、たるその他これらに類する容器およびこれらの部分品（木製のものに限るものとし、おけ材およびたる材を含む。）	木製のおけ材およびたる材（割りまたはひいたもので割ったものにあっては主要な一面のみをひいたものに限り、ひいたものにあっては主要な面のうち少なくとも一面を曲面にひいたものに限るものとし、のこぎり以外の加工をしたものをお除く。）からの製造
46. 02	さなだその他これに類する組物材料の物品（用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。）ならびに組物材料を平行につないだ物品および組物材料を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物およびすだれを含む。）ならびにびん用のわらづとのうち	

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与える加工または製造
	組物材料を平行につないだ物品および組物材料を織った物品ならびにびん用のわらづと	さなだその他これに類する組物材料の物品からの製造
55. 09	他の綿織物のうち ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府または政府代行機関により証明されているものに限る。）	生機からの製造
67. 01	羽毛皮およびその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛およびその部分、鳥のわた毛ならびにこれらの製品（第05.07号に該当する物品ならびに加工した羽軸および羽茎を除く。）のうち 羽毛製ダスター	羽毛、鳥のわた毛およびこれらの部分からの製造
70. 10	ガラス製のびん、ジャー、つぼ、チューブ状容器その他これらに類する容器（通常輸送用または包装用に供するものに限る。）およびガラス製の栓その他これに類する物品のうち カット加工をした容器	使用された非原産品の価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が50%以下となるカット加工
70. 13	ガラス製品（通常食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供するものに限るものとし、第70.19号に該当するものを除く。）のうち カット加工をしたもの	同上
70. 20	ガラス繊維（ガラスウールを含む。）、ガラス繊維の糸および織物ならびにこれらの製品 2. その他のもののうち ガラス繊維およびその糸以外のもの	加工しないガラス繊維からの製造
71. 01	真珠（加工してあるかどうかを問わないものとし、取付けまたは糸通したものを除くとともに、格付けしない真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）のうち 加工したもの	加工しない真珠の加工

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与える加工または製造
71. 02	貴石および半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けしましたは糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石または半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）のうち カットその他の加工をしたもの	加工しない貴石または半貴石の加工
71. 03	合成または再生の貴石および半貴石（カットその他の加工をしてあるかどうかを問わないものとし、取付けしましたは糸通ししたものを除くとともに、格付けしてない貴石または半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものと含む。）のうち カットその他の加工をしたもの	加工しない合成または再生の貴石または半貴石からの加工
71. 05	銀（金または白金をめっきした銀を含むものとし、加工していないものおよび一次製品に限る。）のうち 一次製品	塊からの製造
71. 07	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工していないものおよび一次製品に限る。）のうち 一次製品	同上
71. 09	白金および白金族のその他の金属（加工しないものおよび一次製品に限る。）のうち 一次製品	同上
73. 15	合金鋼および高炭素鋼（第73.06号から第73.14号までに掲げる物品の形状のものに限る。）のうち (1) 第73.07号から第73.13号までに掲げる物品の形状のもの (2) 線	第73.06号に掲げる物品の形状の合金鋼または高炭素鋼からの製造 第73.06号または第73.07号に掲げる物品の形状の合金鋼または高炭素鋼からの製造
77. 04	ペリリウムおよびその製品のうち 塊以外のもの	塊からの製造

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与える加工または製造
81. 01	タングステン（ウォルfram）およびその製品のうち塊以外のもの	塊からの製造
81. 02	モリブデンおよびその製品のうち塊以外のもの	同上
81. 03	タンタルおよびその製品のうち塊以外のもの	同上
81. 04	その他の単金属およびその製品ならびにサーメットおよびその製品のうち塊、サーメットおよびその製品以外のもの	同上
第 16 部 から 第 19 部 まで	機械類、電気機器、車両、航空機、船舶、輸送機器関連品、光学機器、写真用機器、映画用機器、計測機器、精密機器、医療用機器、時計、楽器、録音機、音声再生機、テレビジョンの映像および音声の記録機または再生機、武器、銃砲弾ならびにこれらの部分品（第 84.55 号または第 85.21 号に該当するものを除く。）	使用した非原産品（製造しようとする物品と同じ関税定率法別表の号に属するものに限る。）価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が 5 % 以下となる製造
第 95 類	彫刻用、細工用または成形用の材料の製品（第 95.08 号に該当する物品を除く。）のうち 製品	加工品（製造しようとする物品と同じ関税定率法別表の号に属するものに限る。）からの製造
98. 11	喫煙用パイプおよびパイプボール；柄その他の喫煙用パイプの部分品（荒く成形した木製ブロックを含む。）ならびにシンガーホールダー、シガレットホールダーおよびこれらの部分品のうち 木製の喫煙用パイプおよびパイプボール	荒く成形した木製ブロックからの製造

【備考】

- この表の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。
 - 「原産品」とは、一つの国または地域（以下「特恵受益国」という。）において生産された第 8 条各号に掲げる物品および第 9 条に規定する加工または製造がされた物品をいう。
 - 「非原産品」とは、(1)に規定する原産品以外の物品をいう。

- (3) 「化学品」とは、関税定率法別表第28類から第39類までに該当する物品で、紡織用繊維の製造の用に供するものをいう。
- (4) 「非原産品の価格」とは、非原産品の特恵受益国に輸入された際の正常価格（税関における物品の評価に関する条約附属書Ⅰにより定義される価格またはこれに準ずる価格）をいい、当該正常価格を確認することができない物品については、特恵受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。
- (5) 「生産された物品の価格」とは、特恵受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除または払いもどしを受けるべき内国消費税の額を除く。）またはこれに準ずる価格をいう。
- (6) 「非原産品割合」とは、原料または材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうちに占める割合をいう。
2. このA表の第4欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となることが必要とされている号（以下「定率基準を定める号」という。）の第2欄に掲げる物品（以下「製品」という。）の原料または材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）が他の定率基準を定める号の第2欄に掲げる物品に該当するときは、製品に係る定率基準を定める号の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品および非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。
3. このA表の第4欄に記載する紡織用天然繊維および人造繊維の短繊維には、これらの繊維と人造繊維の長繊維（当該欄にこれらの繊維と第50.01号に該当する物品とがあわせて記載されている場合には、生糸または人造繊維の長繊維）とを混じたものは含まない。

付録Ⅲ 特恵受益国および地域一覧表

番号	国または地域名	番号	国または地域名
1	アフガニスタン	39	ギルバートおよびエリス諸島地域
2	アラブ首長国連邦	40	グアテマラ
3	アルジェリア	41	グアム地域
4	アルゼンティン	42	クウェイト
5	アンゴラ	43	クック諸島地域
6	アンティグア地域	44	グリーンランド地域
7	イエメン	45	グレナダ
8	イスラエル	46	ケイマン諸島地域
9	イラク	47	ケニア
10	イラン	48	コスタ・リカ
11	インド	49	コロンビア
12	インドネシア	50	コンゴー
13	ヴァヌアツ	51	ザイール
14	ヴィエトナム	52	サイプラス
15	ヴェネズエラ	53	サウディ・アラビア
16	ウガンダ	54	サントメ・プリンシペ
17	ウルグアイ	55	ザンビア
18	英領アンギラ地域	56	シェラ・レオーネ
19	英領ヴァージン諸島地域	57	ジブラルタル地域
20	英領ホンデュラス地域	58	ジャマイカ
21	エクアドル	59	ジョルダン
22	エジプト	60	シリア
23	エティオピア	61	シンガポール
24	エル・サルバドル	62	ジンバブエ
25	オマーン	63	スーダン
26	オランダ領アンティール地域	64	スリナム
27	ガーナ	65	スリ・ランカ
28	カーボ・ヴェルデ	66	スワジランド
29	ガイアナ	67	セイシェル
30	カタル	68	セウタおよびメリリア地域
31	カナリー諸島地域	69	赤道ギニア
32	ガボン	70	セネガル
33	カメルーン	71	セント・ヴィンセント
34	ガンビア	72	セント・クリストファー・ネイヴィース
35	カンボディア	73	セント・ヘレナおよびその附属諸島地域
36	ギニア	74	セント・ルシア
37	ギニア・ビサオ	75	象牙海岸共和国
38	キューバ	76	ソマリア

番号	国または地域名	番号	国または地域名
77	ソロモン	117	フォークランド諸島およびその附属諸島地域
78	タークスおよびカイコス諸島地域	118	ブラジル
79	タイ	119	ブルガリア
80	大韓民国	120	ブルキナ・ファン
81	太平洋諸島信託統治地域	121	ブルネイ
82	台湾地域	122	ブルンディ
83	タンザニア	123	米国バージン諸島地域
84	チャード	124	米領サモア地域
85	中央アフリカ共和国	125	ベナン
86	中華人民共和国	126	ペルー
87	チリ	127	ボツワナ
88	チュニジア	128	ボリビア
89	トーゴー	129	香港地域
90	トケラウ諸島地域	130	ホンデュラス
91	ドミニカ共和国	131	マカオ地域
92	ドミニカ国	132	マダガスカル
93	トリニダッド・トバゴ	133	マラウイ
94	トルコ	134	マリ
95	トンガ	135	マルタ
96	ナイジェリア	136	マレイシア
97	ニウエ島地域	137	南イエメン
98	ニカラグア	138	メキシコ
99	ニジェール	139	モーリシャス
100	西サモア	140	モーリタニア
101	ネパール	141	モザンビーク
102	バーミュダ地域	142	モルディブ
103	ハイティ	143	モロッコ
104	パキスタン	144	モンゴル
105	パナマ	145	モントセラト地域
106	バハマ	146	ユゴースラヴィア
107	バハレーン	147	ラオス
108	パプア・ニューギニア	148	リビア
109	パラグアイ	149	リベリア
110	バルバドス	150	ルーマニア
111	ハンガリー	151	ルワンダ
112	バングラデシュ	152	レソト
113	ビルマ	153	レバノン
114	フィジー		
115	フィリピン		
116	ブータン		

(注) ゴジック表示の国名は「特別特恵受益国」であることを示します。

付録IV 特恵原産地証明書発給機関一覧表

(昭和61年4月現在)

番号	受益国(地域)	発給機関
1	アフガニスタン	*Export Promotion Department, Ministry of Commerce
2	アラブ首長国連邦	*Chamber of Commerce & Industry 1.Abu Dhabi. 2.Dubai. 3.Sharjah.
3	アルジェリア	*Chambre de Commerce et d'Industrie 1.Annaba. 2.Constantine. 3.Mostaganem. 4.Oran.
		*Onafex(Office National des Foires et Expositions)
4	アルゼンティン	*Subsecretaria de Comercio Exterior e Intergración Regional
5	アンゴラ	*Ministerio do Comercio Externo
6	アントイグア地域	*未通報
7	イエメン	*未通報
8	イスラエル	*Department of Customs and Excise (税關) *Diamond Control Department, Ministry of Industry and Trade
9	イラク	*Chamber of Commerce 1.Baghdad.
10	イラン	*Federation of the Iraqi Industries *Chamber of Commerce, Industries and Mines 1.Iran. 2.Tehran.
11	イングランド	*Institute of Standards and Industrial Research of Iran, Ministry of Industries and Mines *Chief Controller of Imports and Exports 1.Ahmedabad. 2.Amritsar. 3.Bangalore 4.Bombay. 5.Calcutta. 6.Cochin. 7.Hydrabad. 8.Kanpur. 9.Madras. 10.New Delhi. 11.Panjim-Goa. 12.Shillong. 13.Srinagar.
		*All India Handicrafts Board, Ministry of Commerce
		*Central Silk Board
		*Coir Board
		*Export Inspection Council
		*Textiles Committee
12	インドネシア	*Departemen Perdagangan 1.Aceh(East). 2.Aceh(North). 3.Aceh(west). 4.Bali. 5.Bali(Denpasar). 6.Balikpapan. 7.Bengkalis I. 8.Bengkalis II. 9.Bengkulu. 10.Biak. 11.Cilacap. 12.Cirebon. 13.Fak-Fak. 14.Gorontalo. 14.Irian Jaya. 16.Istimewa Aceh(Banda Aceh). 17.Jakarta(Central). 18.Jakarta(D.K.I.).

番号	受益国（地域）	発給機関
		19. Jakarta (East). 20. Jakarta (North). 21. Jakarta (Pusat). 22. Jakarta (South). 23. Jakarta (west). 24. Jambi. 25. Jawa (Central) 26. Jawa (East). 27. Jawa (west) (Bandung). 28. Jawa Barat (West). 29. Kalimantan (Central). 30. Kalimantan (East) (Samarinda). 31. Kalimantan (South). 32. Kalimantan (west). 33. Kolaka. 34. Kotamadya 35. Kotawaringin (East). 36. Kotawaringin (West). 37. Kuala Tungkal. 38. Lampung (Telukbetung). 39. Langsa. 40. Lhokseumawe. 41. Maluku (Amboin). 42. Maluku (North). 43. Manokwari. 44. Merauke. 45. Meulaboh. 46. Nusantara (East). 47. Nusa Tenggara (East) (Kupang). 48. Nusa Tenggara (west) (Mataram). 49. Pangkal Pinang. 50. Paniau. 51. Rengat (Indrairai Hulu). 52. Riau. 53. Riau I. 54. Riau II. 55. Sampit. 56. Semarang. 57. Sibolga. 58. Sorong. 59. Sulawesi (Central). 60. Sulawesi (North). 61. Sulawesi (South) (Ujung Pandang). 62. Sulawesi Tenggara (Kendari). 63. Sumatera (North). 64. Sumatera (South) (Palembang). 65. Sumatera (west) (Padang). 66. Tambilahan (Indragiri Hilir). 67. Tanjung Pandang (Belitung). 68. Tarakan. 69. Teluk Cenderawasih. 70. Ternate. 71. Yapen Waropen. 72. Yogyakarta.
13	ヴァヌアツ	*未通報
14	ヴィエトナム	*The Chamber of Commerce and Industry (CCI)
15	ヴェネズエラ	*Dirección General de Comercio, Ministerio de Fomento
16	ウガンダ	*Federation of Uganda Employers, Commerce and Industry
17	ウルグアイ	*Dirección General de Comercio Exterior
18	英領アンギラ地域	*未通報
19	英領ヴァージン諸島 地域	*未通報
20	英領ホンジュラス 地域	*未通報
21	エクアドル	*Ministerio de Industrias, Comercio e Integración

番号	受益国(地域)	発給機関
22	エジプト	*Public Organization for Exports and Imports Control
23	エティオピア	*Chamber of Commerce 1.Asmara. 2.Ethiopian.
24	エル・サルヴァドル	*Ministry of Foreign Trade *Ministerio de Comercio Exterior *Ministerio de Economia
25	オマーン	*Oman Chamber of Commerce and Industry
26	オランダ領アンティール地域	*Inspectie der Invoerrechten en Accijizen (Customs and Excise Department) (税關)
27	ガーナ	*Customs and Excise (税關)
28	カーボ・ヴェルデ	*Reparticao Provincial dos Servicos de Economia
29	ガイアナ	*Customs and Excise Department (税關)
30	カタール	*未通報
31	カナリー諸島地域	*Camara Oficial de Comercio, Industria y Navegacion 1.Las Palmas. 2.Santa Cruz de Tenerife.
32	ガボン	*Direction des Douanes (税關)
33	カメルーン	*Douanes (税關)
34	ガンビア	*The Gambia Chamber of Commerce
35	カンボディア	*Douanes (税關)
36	ギニア	*Ministere du Commerce Extérieur
37	ギニア・ビサオ	*未通報
38	キューバ	*Camara de Comercio
39	ギルバート及びエリス諸島地域	*未通報
40	グアテマラ	*Direccion de Comercio Interior y Exterior, Ministerio de Economia
41	グアム地域	*Department of Commerce
42	クウェイト	*Chamber of Commerce and Industry
43	クック諸島地域	*Customs Department (税關)
44	グリーンランド地域	*The Greenland Trade, Transport Department 1.Egedesminde. 2.Frederikshab. 3.Godthab. 4.Holsteinsborg. 5.Jakobshavn. 6.Julianehab. 7.Narssaq. 8.Sukkertoppen.
45	グレナダ	*Customs and Excise (税關)
46	ケイマン諸島地域	*未通報
47	ケニア	*Kenya External Trade Authority
48	コスタ・リカ	*Ministry of Commerce and Industry *Centro de Promocion de Exportaciones e Inversiones
49	コロンビア	*Ministerio de Industria y Comercio *INCOMEX(Instituto Colombiano de Comercio Exterior)
50	コンゴー	*Direction de Commerce Exterieur

番号	受益国（地域）	發 給 機 関
51	ザ イ ー ル	*Commerce Exterieur *Direction des Douanes, Department des Finances (税関)
52	サイ プ ラ ス	*OFIDA (Office des Douanes et Accises) (税関) *Department of Customs, Ministry of Finance (税関)
53	サウディ・アラビア	*Ministry of Commerce and Industry 1. Abha. 2. Al-Baha. 3. Al-Ihsa. 4. Al-Jouf. 5. Al-Majmah. 6. Arar. 7. Dammam. 8. Hail. 9. Jeddah. 10. Jizan. 11. Madinah. 12. Makkah. 13. Najran. 14. Onaizah. 15. Qasim. 16. Riyadh. 17. Tabouk. 18. Taif. 19. Yanbu.
54	サン ト メ・ プリ ンシペ	*Inspecção do Comércio Bancário
55	ザンビア	*Repartição Provincial dos Serviços de Economia
56	シェラ・レオーネ	*Metal Marketing Corporation of Zambia Limited
57	ジブラルタル地域	*未 通 報
58	ジャマイカ	*未 通 報
59	ジョルダニ	*Jamaica National Export Corporation *Amman Chamber of Industry *Chamber of Commerce 1. Amman. 2. Aqaba. 3. Irbid. 4. Jarash. 5. Karak. 6. Māan. 7. Madaba. 8. Zerka.
60	シリ ア	*Chamber of Commerce, Industry of Taflish *Ministry of Foreign Affairs *Ministry of Industry
61	シンガポール	*Ministry of Supply and Internal Trade
62	ジンバブエ	*Trade Development Board *Department of Customs and Excise (税関)
63	スー ダン	*Industrial Control Department, Ministry of Industry *Ministry of Foreign Affairs *Sudan Chamber of Commerce
64	スリナム	*Inspector of Import Duties and Excise (税関)
65	スリランカ	*Department of Commerce, Ministry of Trade
66	スワジラント	*Ministry of Commerce, Industry Mines and Tourism *Ministry of Industry, Mines and Tourism
67	セイシェル	*未 通 報
68	セウタ及びメリリア	*未 通 報
地 域		
69	赤道ギニア	*未 通 報
70	セネガル	*Direction du Commerce Exterieur
71	セント・ ヴィンセント	*未 通 報

番号	受益国（地域）	発 給 機 関
72	セント・クリストファー・ネイヴィース	*未通報
73	セント・ヘレナ及び その附属諸島地域	*未通報
74	セント・ルシア	*Customs & Excise (税関)
75	象牙海岸共和国	*Douanes (税關)
76	ソマリア	*Somali Chamber of Commerce, Industry and Agriculture
77	ソロモン	*Department of Customs and Excise, Honiara (税關)
78	ターグス及び カイコス諸島地域	*未通報
79	タイ	*Department of Foreign Trade Goverment, Ministry of Commerce
80	大韓民国	*Ministry of Trade and Industry 1.Cheju. 2.chollabuk. 3.Chollanam-Do. 4.Choong Chung. 5.Chung Cheong. 6.Daegu. 7.Gang Weon. 8.Gyeong. 9.Gyeong Bug. 10.Incheon. 11.Iri. 12.Kumi. 13.Kyung Gi. 14.Masan. 15.Pusan. 16.Seoul.
81	太平洋諸島 信託統治地域	*未通報
82	台湾地域	*經濟部商品檢驗局 (Bureau of Commodity Inspection and Quarantine, Ministry of Economic Affairs) 1. 新竹分局(Hsinchu Office). 2. 花蓮分局(Hualian Office). 3. 檢驗處(Inspection Department). 4. 高雄分局(Kaohsiung Office). 5. 基隆分局(Keelung Office). 6. 科學工業園區管理局 (Science-Based Industriel Park Administration National Sience Council). 7. 台中分局(Taichung Office). 8. 台南分局(Tainan Office). *經濟部加工出口區管理處 (Export Processing Zone Administration, Ministry of Economic Affairs)
83	タンザニア	*E.A.Customs and Excise (税關)
84	チャード	*未通報
85	中央アフリカ共和国	*未通報
86	中華人民共和国	*进出口商品检验局 1. 安徽(Anhui). 2.北京(Beijing). 2. 福建(Fujian). 3.甘肃(Gansu). 5. 广东(Guangdong). 6.广西(Guangxi).

番号	受益国（地域）	発給機関
87	チリ	<p>7. 贵州(Guizhou). 8. 海南(Hainan). 9. 河北(hebei). 10. 黑龙江(Heilongjiang). 11. 河南(Henan). 12. 湖北(Hubei). 13. 湖南(Hunan). 14. 江苏(Jiangsu). 15. 江西(Jiangxi). 16. 吉林(Jilin). 17. 辽宁(Liaoning). 18. 内蒙古(Neimonggol). 19. 宁夏(Ningxia). 20. 青海(Qinghai). 21. 陕西(Shaanxi). 22. 山东(Shandong). 23. 上海(Shanghai). 24. 山西(Shanxi). 25. 深圳(Shenzhen). 26. 四川(Sichuan). 27. 天津(Tianjin). 28. 厦门(Xiamen). 29. 新疆(Xinjiang). 30. 云南(Yunnan). 31. 浙江(Zhejiang).</p> <p>*Banco Central de Chili 1. Antofagasta. 2. Arica. 3. Castro. 4. Concepcion. 5. Iquique. 6. La Serena. 7. Puerto Montt. 8. Punta Arenas. 9. Santiago. 10. Temuco. 11. Valdivia. 12. Valparaiso.</p> <p>*Comision Chilena del Cobre</p> <p>*Corporacion Nacional Forestal, Ministerio de Agricultura 1. Del Maule. 2. Metropolitana. 3. Oficina Central. 4. I region. 5. III region. 6. IV region. 7. V region. 8. VI region. 9. VII region. 10. VIII region. 11. IX region. 12. X region. 13. XI region. 14. XII region. 15. XIII region.</p> <p>*Ministerio de Economia, Servicio Nacional de Pesca 1. Antofagasta. 2. Arica. 3. Aysen. 4. Copiapo. 5. Iquique. 6. La Serena. 7. Oficina Central. 8. Pudahuel. 9. Puerto Montt. 10. Puerto natales. 11. Punta Arenas. 12. Santiago. 13. San Antonio. 14. Talca. 15. Talcahuano. 16. Valparaiso.</p> <p>*Servicio Agricola y Ganadero, Ministerio de Agricultura *Douanes (税關) *L'Administration des Douanes, Le Minitere des Finances et de L'Economie (税關) *District Officer (署名) *CEDOPEX(Centro Dominicano de Promocion de Exportaciones) 1. Asistente Técnico de la División de Regulaciones 2. Auxiliar División Regulaciones</p>
88	テュニジア	
89	トーゴー	
90	トケラウ諸島地域	
91	ドミニカ共和国	

番号	受益国（地域）	発給機関
92	ドミニカ国	3.Centro Dominicano de Promoción de Exportaciones 4.Jefe División de Promoción
93	トリニダッド・トバゴ	*未通報 *Ministry of Industry and Commerce
94	トルコ	*Ministry of Commerce 1.Adana. 2.Gaziantep. 3.Icel. 4.Istanbul. 5.Izmir. 6.Mersin 7.Ministry of Commerce. 8.Samsun. 9.Trabzon. *Prime Ministry Undersecretariat for Treasury and Foreign Trade 1.Ankara. 2.Gazilantep. 3.Istanbul. 4.Izmir. 5.Samsun.
95	トンガ	*Ministry of Industry and Commerce 1.Icel. 2.Trabzon.
96	ナイジエリア	*Customs (税關)
97	ニウエ島地域	*Board of Customs and Excise (税關)
98	ニカラグア	*未通報 *Instituto Nicaraguense de Recursos Naturales Y del Ambiente *Ministerio de Industria Corporacion Forestal del Pueblo
99	ニジェール	*Direction des Affaires Economiques, au Ministère des Affaires Economiques, du Commerce et de l'Industrie
100	西サモア	*Customs Department (税關)
101	ネパール	*Customs (税關)
102	バー ミュダ地域	*未通報
103	ハイチ	*Department du Commerce et de l'Industrie *Douanes (税關)
104	パキスタン	*Export Promocion Bureau
105	パナマ	*Camara de Comercio, Industrias Y Agricultura de Panama
106	バハマ	*Customs Department (税關)
107	バハレン	*Customs (税關)
108	バブア・ニューギニア	*Department of Foreign Affairs and Trade
109	巴拉グアイ	*Ministerio de Industria y Comercio
110	バルバドス	*Industrial Development Corporation
111	ハンガリー	*Hungarian Chamber of Commerce 1.Budapest.
112	バングラデシュ	*Bangladesh Jute Mills Corporation *Chamber of Commerce and Industry 1.Chittagong. 2.Dacca. 3.Khulna.

番号	受益国（地域）	発給機関
113	ビルマ	4.Sylhet. *Export Promotion Bureau (EPB)
114	フィジー	1.Chittagong. 2.Dacca. 3.Chittagong, Dacca, Khulna, Rajshahi.
115	フィリピン	*Directorate of Trade, Ministry of Trade
116	ブータン	*Ministry for Economic Planning and Development
117	フォークランド諸島 及びその附属諸島	*Bureau of Customs (税關) *未通報 *未通報
118	ブルジル	*CACEX(Carteira de Comercio Exterior)
119	ブルガリア	*Bulgarian Chamber Commerce and Industry
120	ブルキナ・ファソ	*Service des Douanes (税關)
121	ブルネイ	*未通報
122	ブルンディ	*Ministere de l'Economie
123	米領ヴァージン諸島	*The Office of the Lieutenant Governor of Virgin Islands
124	米領サモア地域	*未通報
125	ベナン	*Chambre de Commerce et d' Industrie
126	ペル	*Direction du Commerce Extérieur
127	ボツワナ	*Service des Douanes et Droits Indirects (税關)
128	ボリヴィア	*Ministerio de Economia, Finanzas y Comercio 1.Ancash. 2.Arequipa. 3.Ayacucho. 4.Cajamarca. 5.Chiclayo. 6.Cusco. 7.Huancayo. 8.Huanuco. 9.Ica. 10.Iquitos. 11.La Libertad. 12.Lima. 13.Madare de dios. 14.Piura. 15.Puno. 16.San Martin. 17.Tacna. 18.Tumbes. 19.Ucayali.
		*Customs and Excise (税關)
		*Camara de Comercio 1.Oruro
		*Camara de Comercio e Industria 1.Atocha. 2.Camiri. 3.Villazon,
		*Camara de Industria y Comercio 1.Riberalta. 2.Tupiza.
		*Camara Departamental de Comercio 1.Cochabamba. 2.Potosi. 3.Sucre. 4.Tarija. 5.Trinidad-Beni.
		*Camara Departamental de Comercio y Industria 1.Santa Cruz.
		*Camara Nacional de Comercio 1.La Paz.
		*Camara Nacional Forestal
		1.Santa Cruz.

番号	受益国(地域)	発給機関
129	香港地域	*Federation of Hong Kong Industries *香港中華總商會 (The Chinese General Chamber of Commerce) *香港中華廠商聯合會 (The Chinese Manufacturers' Association of Hong Kong) *The Hong Kong General Chamber of Commerce *The Indian Chamber of Commerce, Hong Kong *Trade Department
130	ホンデュラス	*Asistente del Programa Protcción y Producción Vegetal, Secretaria de Recursos Naturales *Dirección General de Agricultura y Ganadería
131	マカオ地域	*Repartição dos Serviços de Economia
132	マダガスカル	*Le Service des Douanes (税關)
133	マラウイ	*The Chamber of Commerce and Industry
134	マリ	*Douanes (税關)
135	マルタ	*Customs Department (税關)
136	マレイシア	*Ministry of Trade and Industry
137	南イエメン	*未通報
138	メキシコ	*Oficina Comercio Exterior *Secretaría de Industria y Comercio *Secretaría de Comercio *Instituto Mexicano de Comercio Exterior
139	モーリシャス	*Foreign Trade Division, Ministry of Commerce and Industry
140	モーリタニア	*Douanes (税關)
141	モザンビーク	*Ministerio do Comercio Externo
142	モルディブ	*Customs, Malé (税關)
143	モロッコ	*Douanes (税關) *Consulat Général du Royaume du Maroc 1. à Las Palmas.
144	モンゴル	*Customs (税關)
145	モントセラト地域	*未通報
146	ユーゴースラヴィア	*Chamber of Economy 1. Bosnia and Herzegovina. 2. Croatia. 3. Kragujevac. 4. Kosovo. 5. Macedonia. 6. Montenegro. 7. Niš. 8. Pula I. 9. Pula II. 10. Serbia. 11. Slovenia. 12. Titovo Užice I. 13. Titovo Užice II. 14. Tuzla. 15. Vojvodina. 16. Zadar. 17. Zenica.
147	ラオス	*Ministère de L'Industrie et du Commerce
148	リビア	*Chamber of Commerce, Industry and Agriculture 1. Benghazi. 2. Tripoli.
149	リベリア	*The Bureau of Customs and Excise, Ministry of Finance (税關)

番号	受益国（地域）	発給機関
150	ルーマニア	*Chamber of Commerce and Industry of the Socialist Republic of Romania
151	ルヴァンダ	*Douanes (税關)
152	レソト	*Customs (税關)
153	レバノン	*Ministère de l'Economie Nationale
		*Ministère de l'Industrie et du Pétrole

付録 V 別表第1 農水産物等特恵関税率表

関税定率法 別表の番号	品 名	特恵税率
03. 01	魚（生きていなきものにあっては、生鮮、冷蔵または冷凍のものに限る。） 1 観賞用のもののうち こいおよび金魚以外のもの	
03. 02	魚（塩蔵、塩づけまたは乾燥のものに限る。）およびくん製の魚（くん製の前にまたはくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。） 1 魚卵のうち さけ、ます、にしん（クルペア属の魚）またはたら（ガドウス属、テラグラ属およびメルルシウス属の魚）のもの以外のもの 2 その他のもの (2) くん製のもののうち さけ、ます、にしん（クルペア属の魚）またはたら（ガドウス属、テラグラ属およびメルルシウス属の魚）のもの以外のもの	無税 無税
03. 03	甲殻類および軟体動物（殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていなきものにあっては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけまたは乾燥のものに限る。）ならびに単に水煮した殻付きの甲殻類 1 えび (2) その他のもの 2 その他のもの (1) 生きているものおよび生鮮、冷蔵または冷凍のもののうち たこ 赤貝（生きているものに限る。） (2) その他のもののうち はまぐり（乾燥のものに限る。）	10 % 4 % 5 % 8 % 9 %
04. 07	食用の動物性生産品（他の号に該当するものを除く。） 1 なまこ、くらげおよびうにのうち うに くらげ 2 あなづばめの巣	7.5 % 8 % 無税
05. 07	羽毛およびその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛およびその部分（縁を整えてあるかどうかを問わない。）ならびに鳥のわた毛（加工してないものおよび単に清浄にし、消毒しまたは保存のために処理したものに限る。）ならびに羽毛またはその部分の粉およびくず 2 その他のもの	
05. 12	さんごおよびこれに類する物品（加工してないものおよび単に整えたものに限るものとし、その他の加工をしたものとを除く。）、軟体動物の殻（加工してないものおよび単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）ならびに軟体動物の殻の粉およびくず	

関税定率法 別表の番号	品 名	特惠税率
05. 13	1 さんご 海綿のうち 課税価格が1キログラムにつき3,600円に満たないもの	5 %
05. 14	アンバーグリス, 海狸香, シベット, ジャ香およびカンタリス, 胆汁(乾燥したものであるかどうかを問わない。)ならびに医療用品の調製に用いる動物性生産品で生鮮のものまたは冷蔵, 冷凍その他の方により一時的に保存したもの	無税
05. 15	3 その他のもの 動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)および第1類または第3類の動物の生きていらないもので食用に適しないもの	無税
06. 03	8 その他のもの 切花(生体のものまたは乾燥, 染色, 漂白その他の加工をしたもので, 花束用または装飾用に適するものに限る。)	無税
06. 04	樹木, 灌木その他の植物の葉, 枝その他の部分(切花を除く。), こけ, 地衣および草(生鮮のものまたは乾燥, 染色, 漂白その他の加工をしたもので, 花束用または装飾用に適するものに限る。)	無税
07. 01	野菜(生鮮または冷蔵のものに限る。)のうち まつたけ	無税
07. 04	乾燥野菜(全形のもの, 切ったもの, 碎いたものおよび粉状にしたものに限るものとし, さらに調製したものを除く。)のうち たけのこ その他のもの(たまねぎおよびしいたけを除く。)	7.5 % 10 %
08. 01	なつめやしの実, バナナ, ココヤシの実, ブラジルナット, カシューナット, パイナップル, アボカドー, マンゴー, グアバおよびマンゴスチン(生鮮または乾燥のものに限るものとし, 質を除いてあるかどうかを問わない。) 1 バナナ (1) 生鮮のもの 毎年4月1日から9月30日までに輸入されるもの 毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの	12.5 % 25 %
	(2) 干しバナナ	無税
	2 パイナップルのうち 乾燥のもの	10 %
	4 その他のもののうち アボカドー, マンゴーおよびマンゴスチン 生鮮のもの 乾燥のもの グアバ(乾燥のものに限る。), ココヤシの実, ブラジルナットおよびカシューナット	4 % 無税 無税

関税定率法別表の番号	品名	特惠税率
08. 03	いちじく（生鮮または乾燥のものに限る。） 2 千しいちじく	5 %
08. 04	ぶどう（生鮮または乾燥のものに限る。） 2 千しぶどうのうち かん詰、びん詰またはつぼ詰のもの（容器とともに1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）	5 %
08. 05	ナット（生鮮または乾燥のものに限るとともに、第08.01号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。） 4 その他のもののうち マカダミアナット 甘扁桃仁 ヘーゼルナットおよびピスタチオナット	6 % 3 % 無税
08. 09	その他の果実（生鮮のものに限る。）のうち パパイヤ	3 %
08. 10	冷凍果実（あらかじめ加熱による調理をしてあるかどうかを問わないものとし、糖類を加えてないものに限る。）のうち パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、プリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップおよびレイシ	10 %
08. 11	一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガスまたは塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） 3 その他のもののうち パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、プリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップおよびレイシ	10 %
08. 12	乾燥果実（第08.01号、第08.02号、第08.03号、第08.04号または第08.05号に該当するものを除く。）のうち パパイヤ、ポポー、ドリアン、プリンビン、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップおよびレイシ	7.5 %
09. 01	コーヒー（いってあるか、またはカフェインを除いてあるかどうかを問わない。）、コーヒー豆の殻および皮ならびにコーヒーを含有するコーヒー代用物 1 コーヒー	

関税定率法別表の番号	品名	特恵税率
09. 02	(2) その他のもの 3 コーヒー代用物 茶 1 紅茶 (1) 小売容器入りのもの (3) その他のもの	20 % 無税
09. 04	こしよう属のペッパーおよびとうがらし属またはピメンタ属のピメント 1 小売容器入りのもの 2 その他のもの (2) 粉碎したもは混合したもの	14 % 2.5 % 無税
09. 07	丁子(果実、花および花梗に限る。) 1 小売容器入りのもの 2 その他のもの (2) 粉碎したもの	無税 無税
09. 08	肉ずく、肉ずく花およびカルダモン類 2 その他のもの (1) 小売容器入りのもの (2) その他のもの B 粉碎したもは混合したもの	無税 無税
09. 09	アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン、カラウエイ またはジュニパーの種 1 小売容器入りのもの 2 その他のもの (2) 粉碎したもは混合したもの	無税 無税
09. 10	タイム、サフラン、月けい樹の葉およびその他の香辛料 3 その他のもの (1) 小売容器入りのもの (2) その他のもの A 粉碎したもは混合してないもの (a) しょうが	無税 無税
11. 02	B 粉碎したもは混合したもの (a) しょうが (b) その他のもの ひき割り穀物および穀物のミールならびにその他の加工穀物(ロールにかけたもの、フレーク状にしたもの、研摩したもの、真珠形にとう精したものその他これらに類する加工穀物に限るものとし、第10.06号に該当する米を除く。)ならびに穀物の胚芽で全形のもの、ロールにかけたもの、フレーク状にしたものおよびひいたもの 1 小麦、オート、とうもろこしまたは米のもの(胚芽のものを除く。)のうち オートのもの	無税 無税 無税 10 %

関税定率法別表の番号	品名	特惠税率
12. 03	繁殖用の種、果実および胞子 1 野菜の種	無税
12. 07	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物およびその部分（種および果実を含むものとし、全形のものまたは切り、碎き、ひきもしくは粉状にしたもので、生鮮または乾燥のものに限る。） 2 除虫菊	無税
12. 08	12 その他のもののうち キューベ根、大麻草、けしがらおよびおたねにんじん以外のものチコリーの根（切ってあるかどうかを問わないものとし、生鮮または乾燥のもので、いってないものに限る。）およびローカストビーン（生鮮または乾燥のもので、碎いてあるか、またはひいてあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。）ならびに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの 3 食用の海草（乾燥したものを含む。） (3) その他のもののうち ひじき	無税
13. 02	セラック、シードラック、スチックラックその他のラックならびに天然のガム、樹脂、ガムレジンおよびバルサム 2 シードラック	8 %
13. 03	植物性の液汁およびエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩ならびに寒天その他植物性原料から得た粘質物およびシックナー 7 ペクチン質、ペクチニン酸塩およびペクチン酸塩	無税
14. 01	穀物のわらで清浄にし、漂白しまたは染色したもの、オージア、あし、いぐさ、とう、竹、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料 2 竹	無税
14. 03	ソルゴ、ピアッサバ、カウチグラス、メキシカンファイバーその他主としてブラシまたはほうきの製造に用いる植物性材料（東ねてあるかどうかを問わない。） 2 その他のもの	5 %
14. 05	植物性生産品（他の号に該当するものを除く。） 1 海草（乾燥したものを含む。） (2) その他のもののうち ふのり属のもの 5 その他のもののうち たぶのきのもの、へちまのものまたはかしわの葉	無税
15. 02	牛、羊またはやぎの脂肪（溶出しまたは溶剤により抽出してないものに限る。）ならびにこれから溶出または溶剤抽出によって得た牛脂、羊脂およびやぎ脂（ブルミエジュスを含む。）	無税

関税定率法別表の番号	品名	特恵税率
15. 05	1 牛脂 2 その他のもの ウールグリースおよびこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。） 1 ウールグリース	無税 無税 無税
15. 07	植物性油脂（精製してあるかどうかを問わない。） 8 パーム油およびパーム核油のうち パーム油 14 その他のもの (1) 酸価が0.6を超えるもののうち 米油	無税 無税 1キログラムにつき10円
15. 08	動物性または植物性の油（ボイル化、酸化、脱水、硫化、吹込みまたは真空もしくは不活性ガスの下での加熱重合その他の変性加工をしたものに限る。）	無税
15. 10	脂肪性の酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるものおよび脂肪性のアルコール 1 オレイン 2 ステアリン 3 その他のもの	3.2 % 3.2 % 無税
15. 11	グリセリン、グリセリン水およびせっけん廢液 1 グリセリン 2 その他のもの	無税 無税
15. 12	動物性または植物性の油脂（完全にまたは部分的に水素添加をしたものおよびその他の処理により固体にしましたは硬化したものに限るとともに、精製してあるかどうかを問わないものとし、さらに調製したものを除く。）	無税
15. 15	鯨ろう（粗のもの、圧搾したものまたは精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。）およびみつろうその他のこん虫ろう（着色してあるかどうかを問わない。） 1 鯨ろう 2 みつろう 3 その他のもの	無税 7.5 % 7.5 %
15. 16	植物性ろう（着色してあるかどうかを問わない。） 1 カルナバろう 2 その他のもの	無税 無税
16. 02	肉またはくず肉のその他の調製品 2 その他のもの (2) その他のもののうち 牛肉、豚肉またはこれらのくず肉を含有しないもの	無税 無税 8 %
16. 03	肉エキス、ミートジュースおよび魚エキス	6.4 %
16. 04	魚の調製品（キャビアおよびその代用物を含む。） 1 キャビアおよびその代用物	4.8 %

関税定率法別表の番号	品名	特恵税率
16. 05	2 その他のもののうち 魚卵以外のもの（気密容器入りのさけおよびますを除く。） 気密容器入りのかつお その他のもの 魚卵（にしん（クルペア属の魚）またはたら（ガドゥス属、テラグラ属およびメルルシウス属の魚）のもので気密容器入りのものに限る。） 甲殻類または軟體動物の調製品 1 くん製のもののうち えび その他のもの（帆立貝、貝柱およびいかを除く。） 2 その他のもののうち えび（単に水もしくは塩水で煮、またはその後に塩蔵し、塩水づけしもしくは乾燥したものに限る。） えび（単に水もしくは塩水で煮、またはその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けしもしくは乾燥したものを除く。） 気密容器入りのかに 気密容器入りのいか その他のもののうちえび（単に水または塩水で煮た後に冷蔵または冷凍したものに限る。）およびいか以外のもの	6.4 % 7.2 % 9.6 % 無税 6.4 % 3.2 % 6 % 6.5 % 9 % 7.2 %
18. 03	ココアペースト（塊状のもので、脱脂してあるかどうかを問わない。） 脱脂していないもの その他のもの	5 % 10 % 無税 15 %
18. 04	カカオ脂	
18. 05	ココア粉（甘味を付けたものを除く。）	
18. 06	チョコレートその他ココアを含有する調製食料品 2 その他のもの (2) その他のもの	12.5 %
19. 02	麦芽エキスおよび穀粉、ミール、でん粉または麦芽エキスの育児食用、食餌療法用または料理用の調製品（ココアを含有するものにあっては、その含有量が全含有量の50%に満たないものに限る。） 1 麦芽エキス	6 %
19. 07	食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズまたは果実を加えたものを除く。）および聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 1 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品	9.5 %
19. 08	パイ、ビスケット、スポンジケーキ、クッキーその他これらに類するベーカリー製品（ココアを含有しているかどうかを問わない。） 1 砂糖をえたもののうち	

関税定率法 別表の番号	品 名	特惠税率
	ビスケット, クッキーおよびクラッカー (あられおよびせんべいを含む。) 以外のもの	15 %
20. 01	2 その他のもののうち ビスケット, クッキーおよびクラッcker (あられおよびせんべいを含む。) 以外のもの	12.5 %
	食酢または酢酸で調製した野菜および果実 (砂糖, 塩, 香辛料またはマスターードを加えてあるかどうかを問わない。)	
	1 砂糖を加えたもの パパイヤ, ポポー, アボカドー, グアバ, ドリアン, ブリンビン, チャンペダ, ナンカ, パンの実, ランプータン, ジャンボ, レンブ, サボテ, チェリモア, サントル, シュガーアップル, カスターアップル, パッションフルーツ, ランソム, サワーサップ, レイシ, マンゴーおよびマンゴスチン	6 %
	その他もの	12 %
	2 その他のもの パパイヤ, ポポー, アボカドー, グアバ, ドリアン, ブリンビン, チャンペダ, ナンカ, パンの実, ランプータン, ジャンボ, レンブ, サボテ, チェリモア, サントル, シュガーアップル, カスターアップル, パッションフルーツ, ランソム, サワーサップおよびレイシ マンゴーおよびマンゴスチン	6 %
	その他もの	5.6 %
20. 02	調製した野菜 (食酢または酢酸で調製したものと除く。)	9 %
	1 砂糖を加えたもののうち 豆 (さや付きのものを除く。) 以外のもの	14 %
	2 その他のもの (2) その他のもののうち アスパラガス, たけのこ, 豆 (グリーンピースおよびさや付きのものを除く。), マッシュポテト, ポテトフレークおよびきのこ以外のもののうち にんにくの粉 気密容器入りのもので, 容器とともに1個の重量が10キログラム以下のもの	
	その他もの	12 %
	グリーンピース	8 %
	ライプオリーブ (気密容器入りのもので, 容器とともに1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)	12 %
	トマト	5.6 %
	他のもののうち気密容器入りのもので, 容器とともに1個の重量が10キログラム以下のもの	7.6 %
		9.6 %

関税定率法別表の番号	品名	特惠税率
20. 03	冷凍果実（砂糖を加えたものに限る。）のうち パパイヤ，ポポー，アボカドー，グアバ，ドリアン，プリンビン，チャンペダ，ナンカ，パンの実，ランブータン，ジャンボ，レンブ，サボテ，チェリモア，サントル，シュガーアップル，マンゴー，カスターアップル，パッションフルーツ，ランソム，マンゴスチン，サワーサップおよびレイシ	12 %
20. 04	砂糖で調製した果実，果皮その他植物の部分（ドレインしたもの，グラッセのものおよびクリスタライズしたものに限る。）	12.8 %
20. 06	他の調製した果実（砂糖を加えてあるか，またはアルコールを含有しているかどうかを問わない。） 1 砂糖を加えたものおよびアルコールを含有するもの (2) その他のもののうち 桃およびなし（砂糖を加えたものを除く。） パルプ状のもの その他のもの さくらんぼおよびアプリコット（砂糖を加えたものを除く。） パルプ状のもの その他のもの バナナ，アボカドー，マンゴー，グアバおよびマンゴスチン（缶詰，瓶詰またはつぼ詰のものに限るものとし，パルプ状にしたものを除く。） カシューナット（パルプ状にしたものを除く。） くり（砂糖を加えたもののうち，缶詰，瓶詰またはつぼ詰のもので，容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限るものとし，いったものまたはパルプ状にしたものを除く。） 2 その他のもの (2) その他のもののうち 桃，なし，さくらんぼおよびアプリコット（パルプ状にしたものに限る。） 桃，なし，さくらんぼおよびアプリコット（パルプ状にしたものを除く。）ならびにミックスドフルーツ，フルーツサラダおよびフルーツカクテル バナナ，アボカドー，マンゴー，グアバおよびマンゴスチン（缶詰，瓶詰またはつぼ詰のものに限るものとし，パルプ状にしたものを除く。） マカダミアナット（パルプ状にしたものを除く。） ココヤシの実，ブラジルナット，パラダイスナット，マカダミアナットおよびヘーゼルナット（パルプ状にしたものに限る。） ココヤシの実，ブラジルナット，パラダイスナット，マカダミアナットおよびヘーゼルナット（パルプ状にしたものを除く。）	20 % 16 % 20 % 16 % 12 % 12 % 25 % 12 % 9.6 % 12 % 6.4 % 10 % 8 %

関税定率法別表の番号	品名	特惠税率
20. 07	カシューナット パルプ状にしたもの いったもの その他のもの その他のもの 果汁（ぶどう搾汁を含む。）および野菜ジュース（砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したものおよびアルコールを含有するものを除く。） 2 野菜ジュース (1) 砂糖を加えたもののうち トマトジュース以外のもの (2) その他のもののうち 混合野菜ジュース その他のもの（トマトジュースを除く。） 気密容器入りのもの その他のもの	10 % 8 % 6 % 9.6 % 5.6 % 7.6 % 8 %
21. 02	コーヒー、茶またはマテのエキス、エッセンスおよび濃縮物ならびにこれらをもととした調製品ならびにチコリーその他のコーヒーダイエット（いったものに限る。）ならびにそのエキス、エッセンスおよび濃縮物 1 コーヒー、茶またはマテのエキス、エッセンスおよび濃縮物ならびにこれらをもととした調製品 (1) 砂糖を加えたもの コーヒーのエキス、エッセンスおよび濃縮物ならびにこれらをもととした調製品 その他のもの (2) その他のもの A インスタントコーヒーおよびインスタントティーのうち インスタントティー B その他のもの コーヒーのエキス、エッセンスおよび濃縮物ならびにこれらをもととした調製品 その他のもの 2 その他のもの	15 % 8 % 8 % 無税 8 % 6 %
21. 04	ソースその他の混合調味料 1 ソース (3) その他のもののうち フレンチドレッシングおよびサラダドレッシング以外のもの	6 %
21. 05	スープおよびプロス（固形または粉状のものを含む。）ならびに均質混合調製食料品 野菜スープ（気密容器入りのものに限るものとし、砂糖を加えたものを	

関税定率法別表の番号	品名	特惠税率
	除く。)	8 %
	均質混合調製食料品	9.6 %
	その他のもの	12 %
21. 06	酵母 (活性のものであるかどうかを問わない。) および調製したベーキングパウダー	
	1 酵母	
	(1) 活性のもの	10 %
	(2) その他のもの	4 %
	2 ベーキングパウダー	10 %
21. 07	調製食料品 (他の号に該当するものを除く。)	
	2 その他のもの	
	(1) 砂糖を加えたもののうち	
	飲料のもと (おたねにんじんまたはそのエキスを含有するものに限る。)	20 %
	ピーナツバター	12 %
	(2) その他のもの	
	A アルコールを含有しない飲料のもとのうち	
	おたねにんじんまたはそのエキスを含有するもの	12 %
	B その他のもの	
	(a) 第 04. 07 号に掲げる物品のもののうち	
	なまこ, くらげまたはうにのもの	8 %
	(b) その他のもののうち	
	ピーナツバターおよびひじき	10 %
	ヤングコーンコブ (缶詰, 瓶詰またはつぼ詰のものに限る。)	9 %
22. 01	水 (鉱水および炭酸水を含む。), 氷および雪	
	1 鉱水および炭酸水	無税
22. 03	ビール	無税
22. 04	ぶどう搾汁 (発酵中のものおよびアルコール添加以外の方法による発酵を止めたものに限る。)	無税
22. 05	ぶどう酒 (生鮮のぶどうから製造したものに限る。) およびぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	
	1 シャンパンその他のスパークリングワイン	1リットルにつき 260 円
	2 その他のもののうち	
	容量が 150 リットルを超える容器に入れたもの	1リットルにつき 30 円
22. 06	ペルモットその他のぶどう酒 (生鮮のぶどうから製造したもので, 芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。)	1リットルにつき 72 円
22. 07	他の発酵酒 (例えば, りんご酒, なし酒およびミード)	
	1 清酒および濁酒	無税
	2 その他のもの	1リットルにつき 44 円

関税定率法別表の番号	品名	特惠税率
22. 09	エチルアルコール（変性しないものでアルコール分が80度に満たないものに限る。）および蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料ならびに飲料製造用の調製品（いわゆる濃縮エキス）でアルコールを含有するもの 1 エチルアルコールおよび蒸留酒 (3) ジン (4) その他のもののうち エチルアルコール（別表第1第22.09号の1の(4)に掲げる税率の適用を受けるものを除く。） その他のもの（ラムおよび別表第1第22.09号の1の(4)に掲げる税率の適用を受けるものを除く。） 2 リキュールその他のアルコール飲料（蒸留酒を除く。） (2) 合成清酒および白酒 (3) その他のもの 3 その他のもの 食酢およびその代用物 甘味付けた飼料その他の調製飼料および飼料用調製品 1 飼料用調製品	1リットルにつき 88円 1リットルにつき 60円 1リットルにつき 45円 無税 無税 無税 4.8 % 無税
22. 10		
23. 07		

（注）特別特恵受益国については、15.15号の2の「みつろう」を除いて無税となっています。

付録VI 別表第2 鉱工業產品等特惠税率(2分の1軽減税率)
適用品目(SP品目)表

関税定率法別表の番号	品名
29. 05	環式アルコールならびにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体 およびニトロソ化誘導体 2 その他のもの (1) テルピネオール、メントールおよびボルネオールのうち メントール
29. 23	单一または混成の酸素官能のアミノ化合物 3 グルタミン酸ソーダ
29. 42	植物アルカロイド(天然のものおよびこれと同じ構造を有する合成のものに限る。)お よびその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 3 その他のもの (2) 硫酸ニコチン
33. 01	精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わな い。), レジノイド、精油のコンセントレート(冷吸収法または温浸法により得たもの で、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)および精油 からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物 1 精油 (3) その他のもののうち ペパーミント油(メンタアルペニシスから採取したものに限る。)
35. 02	アルブミン、アルブミナートおよびその他のアルブミン誘導体
41. 02	牛革(水牛革を含む。)および馬属の動物の革(第41.06号または第41.08号に該当す るものと除く。) 2 その他のもの
41. 03	革革(第41.06号または第41.08号に該当するものを除く。) 2 その他のもの
41. 04	やぎ革(第41.06号または第41.08号に該当するものを除く。) 2 その他のもの
41. 08	パテントレザー、イミテーションパテントレザーおよびメタライズドレザー
42. 02	トランク、スーツケース、帽子箱、旅行かばん、リュックサックその他の旅行用具、 買物袋、ハンドバッグ、手さげかばん、書類かばん、さいふ、化粧具入れ、工具ケー ス、たばこ入れならびに武器、楽器、双眼鏡、宝石、びん、カラー、はき物、ブランシ ーなどの物品用のさや、ケースおよび箱ならびにこれらに類する容器(革、コンポジ ションレザー、バルカナイズドファイバー、人造プラスチックのシート、板紙または 紡織用繊維の織物類で製造したものに限る。)
42. 05	他の革製品およびコンポジションレザー製品
44. 05	木材(長さの方向にひいたものまたは平削りしもしくは丸はぎしたもので、さらに加 工していないもののうち、厚さが5ミリメートルをこえるものに限る。)

関税定率法 別表の番号	品 名
44. 14	<p>4 ラワン, クルイン, メルサワその他のふたばがき科のもの 木材(長さの方向にひいたものおよび平削りしまたは丸はぎしたものに限るものとし, さらに加工したものを除く。), 薄板および合板用単板(厚さが5ミリメートル以下の ものに限る。)</p> <p>2 その他のもののうち 合板用単板</p>
46. 02	<p>さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし, これらをスト リップ状にしたものを含む。)ならびに組物材料を平行につないだ物品および組物材料 を織った物品(シート状のものに限るものとし, 敷物およびすだれを含む。)ならびに びん用のわらづと</p> <p>3 その他のもの (2) その他のもののうち いぐさ製または七島い製のもの(さなだその他これに類する組物材料の物 品を除く。)</p>
50. 01	繭(繰糸に適するものに限る。)
51. 04	<p>人造纖維の織物(長纖維の糸で織ったものに限るものとし, 第51.01号または第51.02 号の単纖維またはストリップの織物を含む。)</p> <p>1 合成纖維またはアセテート纖維(これらのものの材料で製造したストリップを 含む。)の重量が全重量の50%を超えるものおよび経緯糸のうちいずれか一方が これらの纖維のもの (2) その他のもの</p> <p>2 その他のもの (2) その他のもの</p>
53. 11	毛織物(羊毛製または纏獸毛製のものに限る。)
56. 07	<p>2 その他のもの 人造纖維の織物(紡績糸で織ったものに限る。)</p> <p>1 合成纖維またはアセテート纖維が全重量の50%を超えるものおよび経緯糸のう ちいずれか一方がこれらの纖維のもの (2) その他のもの 2 その他のもの (2) その他のもの</p>
57. 06	じん 第57.03号の黄麻その他の紡織用韌皮纖維の糸
58. 02	じゅうたん, じゅうたん地その他織物類の敷物(結びパイルのものを除くとともに, ケレムラグ, シュマックラグ, カラマニラグその他これらに類するものを含むものと し, 製品にしたものであるかどうかを問わない。)
58. 05	2 その他のもの 細幅織物および接着剤で接着した縦糸のみから成る細幅の織物類似の物品(第58.06 号に該当する物品を除く。)
58. 10	ししゅう布(モチーフを含む。)
60. 01	メリヤス編物およびクロセ編物(ゴム糸を用いたものおよびゴム加工したものを除く。)

関税定率法別表の番号	品名
60. 02	手袋（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものおよびゴム加工したものと除く。）
60. 03	くつ下類（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものおよびゴム加工したものと除く。）
60. 04	下着（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものおよびゴム加工したものと除く。）
60. 05	外衣類およびその他の編物製品（メリヤス編みまたはクロセ編みのものに限るものとし、ゴム糸を用いたものおよびゴム加工したものと除く。）
61. 01	男子用の外衣類
61. 02	女子用または乳幼児用の外衣類
61. 03	男子用の下着（カラー、シャツフロントおよびカフスを含む。）
61. 05	ハンカチ
62. 02	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネンおよびキッチンリネンならびにカーテンその他の室内用品
64. 02	はき物（本底が革製、コンポジションレザー製、ゴム製または人造プラスチック製のものに限るものとし、第 64.01 号に該当するものを除く。）
75. 01	ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錠の中間生産物、塊（電気めっき用の陽極を除く。）およびくず 2 塊 （1）ニッケル（合金を除く。）のもの
76. 01	アルミニウムの塊およびくず 1 塊 （1）アルミニウム（合金を除く。）のもの
97. 03	娯楽用の模型およびその他のがん具

- (注) 1. この表に掲げる物品には、関税定率法別表（関税暫定措置法別表第 1.(A) および(B)、第 1 の 2 の税率の適用があるときは、これらの表）において、その税率が無税とされているものは含まれません。
2. 特別特恵受益国については、第 57.06 号の「黄麻糸」を除いて無税となっています。

付録VII 別表第3 鉱工業產品等特惠関税適用方式
ならびに限度額等一覧表

項名	税番	品名	限度額等		税率区分	特恵割当	弾力化	
			方式	(千円)			全体	3分の1
1	25類	セメント等		622,598			○	○
2		削除						
3		削除						
4	27類	鉱物性燃料		29,892,600			○	○
5	28.04-2	けい素	0	462,232		○		○
6	28.17-1	かせいソーダおよびかせいカリ	0	282,233			○	
6-2	28.28-6 ex	三酸化アンチモン		キログラム 714,898			○	
6-3	28.30-1(2) ex 28.38-2 28.42-4	バリウム塩類等	3	キログラム 8,635,818		○	○	
7	28.56-2	カーバイト等	0	274,477			○	
8	28類	無機化学品等		22,066,529			○	○
8-2	29.01-3(5)	スチレン		2,699,781			○	
8-3	29.04-3(1) 29.08-1	エチレングリコール等		4,481,162			○	○
9	29.05-2(1) ex	メントール	0	13,314	SP	○		
10	29.13-1(6) ex	しょう脳(融点が温度175°以上のもの)		キログラム 289,698			○	○
10-2	29.15-5 ex	フタル酸ジオクチル		2,391,500				○
11	29.16-1(3)	くえん酸	0	145,612		○	○	
12	29.16-1(4)	くえん酸カルシウム	0	183,492				○
13	29.23-3	グルタミン酸ソーダ	6	890	SP	○		
13-2	29.27	ニトリル官能化合物		6,821,120				
14	29.42-3(2)	硫酸ニコチン	0	40,917	SP	○		○
15	29類	有機化学品		126,951,843			○	○
16	30類	医療用品		25,019,440			○	○
17	32類	染料、塗料、えのぐ、ペイント等		12,981,469			○	○
18	33.01-1(2) ex	ゲラニウム油		36,549			○	○
19	33.01-1(2) ex	芳油		33,307		○		○
20		削除						
21	33.01-1(3) ex	ペパーミント油(総メントールの含有量が 65%以下のもの)	0	5,193	SP	○		

項名	税番	品名	限度額等		税率	管理区分	特惠割当	弾力化	
			方式	(千円)				全体	3分の1
22	33.01	精油およびレジノイド等		2,624,192				○	○
23	33類	化粧品類等		5,665,525				○	○
24	34類	せっけん、洗剤、みがき剤等		4,844,629				○	○
25	35.02	卵白等		1,069,950	SP			○	○
26	35.05	デキストリン、デキストリングルー等	3	2,331,6					
27	35類	たんぱく系物質、膠着剤、酵素等		7,664,528				○	○
28	36.05	花火等	6	483,915				○	
29	36類	火薬品、導火線、マッチ等		238,924				○	○
30	37類	写真用または映画用のフィルム等		8,423,949				○	○
31	38類	各種の化学工業生産品		30,569,887				○	○
31-2	39.02-2	ポリエチレン、ポリスチレン等の塊、粉等	6	8,177,402		○			
32	39類	人造樹脂、人造プラスチックおよびその製品		37,364,924				○	○
33	40.11-2	ゴム製のタイヤ等(自動車用以外のもの)	6	86,309				○	
34	40類	天然ゴム、合成ゴム製品等		10,176,909				○	○
35	41.02-2(1)	牛革および馬属の動物の革 (染色、着色、模様付のもの)	0	スクエアメーター 24,253	SP	○		○	
35-2	41.02-2(2)	牛革および馬属の動物の革(その他のもの)	0	スクエアメーター 34,634	SP	○		○	
36	41.03-2(1)	羊革(染色、着色、模様付のもの)	0	スクエアメーター 29,693	SP	○		○	
37		削除							
38	41.04-2(1)	やぎ革(染色、着色、模様付のもの)	0	スクエアメーター 123,708	SP	○		○	
39		削除							
40	41.08	パテントレザー等	0	11,001	SP				
41	41類	原皮および革	0	1,148,872					
42	42.02	トランク、スーツケース、ハンドバッグ等	0	5,204,143	SP	○			
43	42.05	その他の革製品およびコンポジションレザー製品	0	531,264	SP				
44	42類	革製品等	0	184,322					
45	43.01-2 ex	ミンクの毛皮(なめしていないもの)	3	430,078				○	
46	43.02 ex	毛皮(なめしたもの)	0	858,126		○			
47	43.03 ex	毛皮製品	0	965,925		○		○	
48	43類	毛皮、人造毛皮およびその製品	0	2,130,483				○	○
49	44.03-2	桐の丸太	0	1,009,081				○	
50	44.04-2 44.05-2 44.13-2	桐の製材	0	1,728,418					
51	44.05-4	ラワン、クルイン等の製材	0	4,767,953	SP				○

項名	税番	品名	限度額等		税率	管理区分	特惠割当	弾力化	
			方式	(千円)				全体	3分の1
52	44.09-2 ex 44.28-5(2) ex	竹製の引抜材 竹製の串	3	3,090		○			
53	44.14-2 ex	合板用单板	0	978,499	SP				○
54	44.14-1 44.14-2 ex	薄板	0	964,214				○	○
55	44.15 ex	ブロックボード等積層木材		624,092					○
56	44.11 44.18	建築用ボード 再生木材		394,226				○	○
57	44.23 ex	欄間		5,232,513				○	
57-2	44.24 ex	割りばし	0	1,222,760		○			
58	44類	木材およびその製品		18,252,762					○
59	45類	コルクおよびその製品		2,186,402				○	○
60	46.02-3(2) ex	いぐさ製品または七島い製品（さなだその他これに類する組物材料の物品以外のもの）	0	602,321	SP				
60-2	46.02-3(2) ex	すだれ（幅が80cm以上のもの）	6	991,040		○		○	○
60-3	46.03-2(2) ex	畳床	3	484,229		○		○	
61	46.03-2(2) ex	かご細工物	3	1,028,986		○		○	
62	46類	わら等の組物材料の製品		5,244,157				○	○
62-2	48.01-2(3) 48.01-2(4)	包装用紙 板紙		9,911,085				○	○
63	48類	紙および板紙等ならびにその製品		13,253,381				○	○
64	49類	印刷物		454,393				○	○
65	50.01	繭	0	828,879	SP	○			
66		削除							
67		削除							
68	50.05-2 50.07-1	絹紡糸（小売用以外のもの） 小売用の絹糸等	0	128,339		○			
69	50類	絹ノイル織物等	0	43,889					○
70	51.01-1(2) ex	ポリエステルの長繊維の糸	0	746,665		○		○	
71	51.04-1(2) 51.04-2(2)	人造繊維の織物	0	1,901,709	SP		○		○
72	51類	人造繊維の長繊維の糸	0	1,303,111					
73	52類	金属を交えた糸および織物		15,058				○	○
74	53.06	紡毛糸	6	196,475		○		○	
75	53.07	梳毛糸	6	576,935		○		○	
76	53.11-2	毛織物		4,117,116	SP			○	○
77	53類	獸毛の糸および織物	6	418,792				○	○

項名	税番	品名	方式	限度額等 (千円)		税率	管理区分	特恵割当 全体 3分の1	
78	54類	亞麻、ラミーおよびこれらの織物	3	406,716		○			
79	55.09-1 ex 55.09-2 ex 55.09-3 ex 55.09-4 ex	バティク綿織物(手工業によりろうけつ染めしたことが原産国の政府等により証明されているもの)		128,868					○
80		削除							
81	55類	綿および綿織物(もじり織り)	3	115,007		○			
82	56.07-1(2) 56.07-2(2)	人造繊維の織物(紡績糸で織ったもの)	0	1,255,524	SP		○		○
83	56類	人造繊維の短纖維および紡績糸	0	1,309,698			○		○
84	57.06	黄麻糸	0	706,274	SP		○		○
85	57.10	黄麻織物	0	3,624,922			○		○
86	57類	その他の植物性紡織用纖維等		76,126			○	○	
87	58.01	じゅうたん(結びパイルのもの)	0	514,346		○		○	
88	58.02-1	じゅうたん(コイヤ製のもの)		103,015			○	○	
89	58.02-2	じゅうたん(コイヤ製以外のもの)	3	3,835,116	SP				
90	58.04 ex	パイル織物、シェニール織物(添加糸が綿以外のもの)		534,835				○	○
91		削除							
92	58.05	細幅織物	0	362,146	SP		○		○
93	58.10	ししゅう布	3	3,312,522	SP				
94	58類	ゴブラン織り、チュール網地等		1,770,469			○	○	
95	59.04-5 ex	ひも、綱およびケーブル(綿、麻、絹等以外のもの)		116,140			○	○	
96	59.04	ひも、綱およびケーブル(綿、麻、絹等のもの)	0	144,024		○			
97	59.05	漁網および綱等		237,886			○	○	
97-2	59.13	ゴム入り織物		12,842				○	
98	59類	工業用の紡織用纖維製品等		5,070,543			○	○	
99	60.01	メリヤス編物およびクロセ編物(ゴム糸を用いたものおよびゴム加工したものを除く。)	0	1,975,786	SP		○		○
100	60.02	手袋(メリヤス製)	3	270,009	SP	○			
101	60.03	くつ下類	0	405,074	SP		○		○
102	60.04	下着(メリヤス製)	0	1,096,129	SP		○		○
103	60.05	外衣類およびその他の編物製品	0	6,683,806	SP		○		○
104	60.06	メリヤス編物、クロセ編物およびこれらの製品		75,174				○	○
105	61.01	男子用の外衣類(布帛製)	3	2,482,714	SP	○			

項名	税番	品名	限度額等		税率	管理区分	特惠割当	弾力化	
			方式	(千円)				全体	3分の1
106	61.02	女子用または乳幼児用の外衣類(布帛製)	0	3,919,249	SP	○			
107	61.03	男子用の下着(布帛製)	0	602,518	SP		○		○
108	61.04	女子用または乳幼児用の下着(布帛製)	3	219,924		○			
109	61.05	ハンカチ	3	514,632	SP			○	
110	61.06	ショール、スカーフ、マフラー等		648,980				○	○
111	61.07	ネクタイ	0	1,493,154				○	○
112	61.09	コルセット	6	411,937				○	
	61.10	手袋、くつ下等							
113	61.11	女子用のカラー、肩パッド等衣類の附属品	0	771,085		○			
114	62.01	ひざ掛けおよび毛布		391,535					○
115	62.02	ベッドリネン、テーブルリネン等	3	1,737,565	SP	○		○	
116	62.03	包装用の袋	0	112,105					
117	62類	紡織用繊維製品		4,008,047				○	○
118	63.01	中古の紡織用繊維製の衣類等		37,557				○	○
118-2	64.02-1 ex 64.02-2(1) ex	はき物(甲が革製および毛皮(一部に革を使用)を用いたもの等(スポーツ用のもの、スリッパを除く。))	0	ダース 5,528	SP		○		○
119	64.02-1 ex 64.02-2(1) ex	はき物(118-2の項のものを除く。)	0	ダース 10,956	SP	○			
120	60.02-2(2)	はき物(本底がゴム製またはプラスチック製のもの)	0	684,412	SP	○			
121	64類	ゲートル その他これに類する物品		292,682				○	○
122	65.02	帽体(組物製)		549,272				○	○
123	65類	帽子およびその部分品		2,416,989				○	○
124	66.01 66.03 ex	かさ かさの部分品等	0	35,284			○		○
125	66類	つえ、むちおよびその部分品等		33,808				○	○
126	67.02	造花	3	1,578,442		○			
127	67.03-3 67.04	紡織用繊維材料 かつら、つけひげ等		3,246,253				○	
128	67類	羽毛製品、人髪等		1,581,288				○	○
129	68.12	石綿セメント製品等		259,669				○	○
130	68類	石、プラスター、セメント製品等		3,445,866				○	○
131	69類	陶磁製品		4,719,637				○	○
132	70.19	ガラス製のビーズ、模造貴石等	0	247,923		○			
133	70類	ガラスおよびその製品		9,045,463				○	○
134	71.02-2(1)B	工業用の貴石および半貴石等		528,043				○	○

項名	税番	品名	方式	限度額等 (千円)	税率	管理区分	特惠割当		弾力化	
							全体	3分の1		
135		削除								
136	71.05	銀	0	7,577,455					○	
136-2	71.12	身辺用細貨類およびその部分品	0	3,556,033		○				
137	71.16	身辺用模造細貨類	0	970,409		○				
138	71類	貴金属、貴金属製品等	6	2,365,018						
138-2	73.01-1 ex	銹物用銑鉄		7,209,874				○		
138-3	73.02-1	フェロシリコン	0	トン 14,138			○		○	
139	73.02-2	フェロマンガン	0	トン 4,653		○			○	
139-2	73.02-3	フェロクロム	0	トン 2,554,5			○		○	
140	73.02-4	フェロニッケル	0	トン 3,430			○		○	
141	73.02-5	フェロタンクステンその他のフェロアロイ	3	トン 4,451		○			○	
141-2	73.08 73.12-2(1) ex 73.12-2(2) ex 73.13-2(1) ex	熱延コイル		68,347,709					○	
141-3	73.09 73.13-2(2) 73.13-2(3)	厚中板		55,200,183					○	
142	73.10	鉄鋼の棒および中空マイニングドリル鋼	6	290,144					○	
142-2	73.12-2(1) ex 73.12-2(2) ex 73.13-2(1) ex	冷延鋼板		11,838,280			○		○	
142-3	73.14 73.25 73.31	鉄鋼の線 鉄鋼製のより線、ロープ等 鉄鋼製のくぎ、ビょう等		1,222,681					○	
143	73類	鉄鋼およびその製品		44,363,657			○		○	
144	74.01-2(1) ex	銅の塊（製錬用のもの）	6	トン 21,667					○	
145	74.01-2(2) ex	銅の塊（製錬用以外のもの）	3	トン 6,209		○				
146	74.03 ex	銅、黄銅または青銅の棒、形材および線		キログラム 62,5084			○		○	
147	74.04-2 74.07-2	黄銅または青銅の板 および 帯 黄銅または青銅の管、柔管および中空棒		キログラム 55,8776			○		○	
148	74類	その他の銅製品		3,966,496			○		○	
149	75.01-2(1)	ニッケルの塊		キログラム 6,757,293	SP		○		○	
150	75類	その他のニッケル製品		2,613,850			○		○	
151	76.01-1(1)	アルミニウムの塊	0	トン 124,463	SP		○		○	
152	76.01-1(2)	アルミニウム合金の塊	0	トン 23,388		○			○	
153	76類	その他のアルミニウム製品	0	4,918,973					○	

項名	税番	品名	限度額等 (千円)	税率	管理区分	特惠割当		弾力化	
						方式	全體	3分の1	
154	77類	マグネシウム、ペリリウムおよびこれらの製品	525,007				○	○	
155	78.01-1(1)B	鉛の塊	トン 6,334		○				
156	78類	鉛製品	1,223,063				○	○	
157	79.01-1 ex	亜鉛の塊	トン 8,532		○				
158	79類	亜鉛およびその製品	76,808				○	○	
159	80類	すずおよびその製品	369,682				○	○	
159-2	81.04-2(3) ex	アンチモンの塊、くず等	1,461,601				○	○	
160	81類	その他の中金属およびその製品	3,741,738				○		
161	82類	中金属製の工具、道具等	7,269,215				○	○	
162	83類	各種の中金属製品	4,392,897				○	○	
163		削除							
164	84類	ボイラー、機械類およびその部分品	85,631,737				○	○	
165	85.03	一次電池	815,830				○	○	
166		削除							
167		削除							
168	85.19-2 ex	電気回路の抵抗器等	3,950,117				○	○	
169	85.20-1	フィラメント電球	2,179,746				○	○	
170		削除							
171	85.21-2 ex	トランジスター等	2,329,913				○	○	
172	85.23 ex	電気絶縁した線等	3,945,998				○	○	
173	85類	電気機器およびその部分品	51,204,874				○	○	
174	86類	鉄道用の機関車および車両	1,107,594				○	○	
175	87類	鉄道用以外の車両等	3,343,142				○	○	
176	88類	航空機およびその部分品	3,764,0934				○	○	
177	89類	船舶および浮き構造物	1,211,944				○	○	
178	90類	光学機器、計測機器等	4,628,5457				○	○	
179	91類	時計およびその部分品	7,603,756				○	○	
180	92類	楽器、録音機等	13,675,817				○	○	
181	93類	武器、銃砲弾等	3,036,152				○	○	
182	94.01-3 94.03-3 ex 94.04-1	木製のいすその他の腰掛け、その他の家具およびその部分品等	41,927,183				○	○	
183	94類	家具および寝具等	6	17,097,643					
184	95類	べっこう、ぞうげ、さんご製品等		5,179,460			○		

項名	税番	品名	限度額等		税率	管理区分	特恵割当	弾力化	
			方式	(千円)				全体	3分の1
185	96.01-2	ほうきおよびブラシ(非植物性材料のもの)	3	753,618			○		
186	96類	その他のほうき、ブラシ等		984,589			○	○	
187	97.02	人形		817,857					○
188	97.03	娯楽用の模型、がん具	0	3,561,764	SP	○			
189	97類	運動用具等	6	24,237,997					○
190	98類	万年筆、ボールペン、ライター等		5,328,757			○	○	

- (注) 1. 限度額等方式欄に6,3,0と表示のあるものは、限度額等の算定に当たり一定率方式による品目であり、それぞれ前年度の限度額等を6%, 3%, 0% の割合で伸ばす品目であることを示し、無印のものは57年基準方式の品目であることを示します。
2. 税率欄に「SP」とあるものは、2分の1軽減税率が適用される品目(SP品目)であることを示します。
3. 管理区分欄に○印のあるものは、日別管理品目であることを示し、無印は月別管理品目であることを示します。
4. 特恵割当欄に○印のあるものは、特恵関税割当品目であることを示します。
5. 弾力化の全体欄に○印のあるものは、特恵輸入額等が限度額等に達しても、別途告示による適用停止措置がとられるまで特恵関税の適用が継続される品目(全体弾力化品目)であることを、3分の1欄に○印のあるものは、特定国の輸入額等が限度額等の3分の1(昭和58年度の限度額等の2分の1を下回るときは、当該昭和58年度の限度額等の2分の1)に達しても、別途告示による適用停止措置がとられるまで3分の1頭打ち措置を弾力化する品目(3分の1弾力化品目)であることを示します。

昭和62年度
特惠関税制度特別委員会 委員名簿

委員長	早稲田大学商学部長	朝岡 良平
委 員	三井物産(株) 運輸総括部課長	後藤 克紀
	日商岩井(株) 運輸部部長付担当課長	池上 勝
	三菱商事(株) 運輸部課長	高橋 令司
	伊藤忠商事(株) 流通管理部課長	藤野 宗雄
	(社) 全国中小貿易業連盟参与	岡田 幸一
	日本貿易振興会輸入対策部輸入対策課課長代理	小笠原 誠
	関東郵船運輸(株) 顧問	桜井 和雄
	内外日東(株) 顧問	三橋 竹重
	横浜税關 輸入部統括審査官	林 多喜生
	大蔵省税關局輸入課調整係長	後藤 俊郎
事務局	(財) 日本貿易關係手続簡易化協会常務理事	塩澤 昭一
	(財) 日本貿易關係手続簡易化協会業務課長	涌井 清彦

(順不同・敬称略)

本協会の事業は日本自転車振興会、財団法人日本船舶振興会、財団法人日本海運振興会および社団法人日本輸出入調整協会からの資金援助ならびに賛助会員からの賛助会費によって行われています。

本書は、財団法人日本海運振興会からの補助を受けて製作したものです。

日本の特恵関税制度を有効に活用するために

昭和63年3月1日

発行所 (財) 日本貿易関係手続簡易化協会
東京都港区芝大門2-10-1
第一大門ビル
TEL (03) 437-6135

Japan
Asociation for
Simplification of
International
Trade
PROcedures